





信用事業業務検定試験  
試験問題と解説

# 貯金実務



## 本書の利用にあたって

1. 本書には、平成29年2月4日実施の第40回信用事業業務検  
定試験「貯金実務」に出題した試験問題がすべて収録され  
ています。
2. 解説は、原則として、選択肢の順序にあわせて記述してあ  
りますが、説明の都合上必ずしもこの順序になっていない  
ものもあります。
3. なお、この試験問題と解説は、試験実施日を基準にしてお  
りますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・  
制度等」の改正、変更にご注意ください。

本書の内容についての照会先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
農林中金アカデミー通信検定部  
TEL 03-3217-3071  
(ダイヤルイン)

# 「試験問題編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

## 貯金実務

[問1] 貯金取引における取引の相手方の確認について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 「主観説」とは、「自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなす」という説である。
- (2) 貯金は特定者(貯金者)から預かり、それをその特定者(貯金者)へ返還しなければならない指図債権である。
- (3) 貯金者を認定するためには、①出捐者(貯金をする意思をもって金銭を出した人)、②来店者(貯金をするために金銭を持って金融機関に来た人)、③貯金通帳・証書と届出印章を占有(保管)している者の3点をもって確認する必要があるが、①②③が同一者であれば貯金者が誰かという問題は起こらない。
- (4) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」(免責約款)と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。
- (5) 「客観説」とは「預入に際して、他人(預入行為者以外の者)が貯金者であることを明示または黙示したとき以外は、預入行為者を貯金者とする」という説である。

[問2] 貯金取引の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者となり、父母がともに死亡、または親権者が管理権を有しないときは、第二次的に未成年後見人がつけられる。
- (2) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。
- (3) 未成年者であっても結婚した者は成年者とみなされる。また「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する」とされている。
- (4) 自然人(個人)との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。
- (5) 未成年者の法定代理人は、未成年者の財産に関する法律行為について代理権を持たず、直接に、法定代理人と契約を結ぶことはできない。

**[問3] 成年後見制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 被保佐人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力(判断能力)が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人をいう。
- (2) 成年後見人は、家庭裁判所が最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることはない。
- (3) 成年被後見人と成年後見人との間での取引が利益相反行為になる場合は、家庭裁判所に特別代理人の選任を請求し、特別代理人が成年被後見人の代理人として取引を行うことになる。ただし、成年後見監督人がいるときは、成年後見監督人が成年被後見人を代表する。
- (4) 後見、保佐、補助に関する制度を法定後見制度といい、この法定後見制度と任意後見制度の2つの制度を総称して成年後見制度という。
- (5) 成年被後見人が自ら行った法律行為は、本人または成年後見人によって取消することができる。

**[問4] 法人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられ、持分会社は合名会社、合同会社の2つに分類される。
- (2) 取締役会設置会社では、代表執行役が会社を代表し、委員会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持つ。
- (3) 財団法人は、一定の人が集まって作った法人のことで、定款、社員総会、理事、監事などによって運営されるものをいう。
- (4) 「権利能力なき社団」と貯金取引をする場合には、法律的には法人格を有していない団体であり、構成員全員の名前で取引することが望ましい。
- (5) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。



[問5] 代理人との取引について誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 支配人登記されている株式会社の支社長と貯金取引をする場合、会社の代表者から代理人届を届出てもらう必要がある。
- (2) 法定代理人はいつでも復代理人を選任することができるが、任意代理人は本人の許諾を得たとき、または、やむをえない事由がある場合以外には、復代理人を選任することができない。
- (3) 代理人が代理行為をする場合には、本人の名を示し、かつ本人の代理人であることを明らかにする必要がある。
- (4) 無権代理人が相手方と行った契約は、本人が追認すれば法的効果が生じ、無権代理人自身は相手方に責任を負うことはない。
- (5) 本人が決定した意思を本人に命じられて相手方に伝達する役割を果たす「使者」は、代理人と性格は異なるが、「使者」の行った行為の法的効果は本人に及ぶ。

[問6] マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」について誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マネー・ローンダリングとは、金融取引を利用してあたかも正当な収入であるかのように見せかけて、不法収益の没収を免れることを目的とする行為をいう。
- (2) 取引未成立(未遂)の場合であっても、取引の相手方に「疑いがある」と判断した場合には、「疑わしい取引の届出」の対象となる。
- (3) 「疑わしい取引の届出」は、当局より示されている「疑わしい取引の参考事例」に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当し、事例に該当しない取引は、金融機関が疑わしい取引に該当すると判断しても届出の対象とはならない。
- (4) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金または小切手による入出金の総額が多額である場合は、「疑わしい取引の届出」の対象になる。
- (5) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。



[問7] 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、顧客との間で金融業務に係る取引を行う場合、ただちに当該取引の記録を作成するとともに、その取引が行われた日から5年間保存しなければならない。
- (2) 「高リスク取引」に際して、資産および収入の状況についての確認は義務づけられていない。
- (3) 顧客が個人(自然人)の場合の本人特定事項は、氏名、住居、職業の3つである。
- (4) 1回当たりの現金等による100万円を超える取引(入出金、両替取引等)を行う際は、取引時確認が必要である。
- (5) 金融機関は、顧客が特定取引を行う際、取引時確認に応じない場合は取引時確認に応じるまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けている。

[問8] 貯金取引の法的性質について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金債権は、債権者(貯金者)を特定している指名債権である。
- (2) 貯金取引の際に貯金通帳や貯金証書を作成・交付・記帳する理由の一つは、貯金債権という債権の存在を証拠だてるためである。
- (3) 貯金契約は、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があってはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。
- (4) 貯金契約は、貯金者から預かった金銭を保管・運用し、約定の返還期限が到来したとき、貯金者からの請求によって同額の金銭を返還する金銭消費貸借契約である。
- (5) 貯金規定では、証券類であっても、ただちに取立ができないものは貯金として受入れられないと定められている。

[問9] 貯金債権の発生(貯金契約の成立)および貯金債権の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい(なお、貯金の成立時期の解釈については、判例や金融機関の実務における一般的な解釈によるものとする)。

- (1) 顧客がATMにより貯金の預入を行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときが、貯金契約成立の時点と解される。
- (2) 貯金債権の消滅原因は、貯金の払戻し以外にはない。
- (3) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、テラーが実際に現金を受取り、確認、受領したときに貯金契約が成立する。
- (4) 貯金が他勘定から振替入金の場合は振替記帳したときに、振込については、貯金者の元帳に入金記帳したときに貯金契約が成立する。
- (5) 「過振り」は金融機関の義務ではなく、金融機関の裁量に基づく例外的な「一時立替払い」であり、回収不能になれば組合が損害を受けることになる。

[問10] 貯金の受入時の留意事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人の誤依頼により、仕向店が一度取組んだ振込を取消し(組戻し)する場合、受取人口座に入金・記帳後であっても、受取人の承諾を得ずに組戻すことができる。
- (2) 証券類を受入れる場合において、裏書を要する手形・小切手については、その裏書が連続していることを確認する。
- (3) 口座相違によって他人の貯金口座に入金記帳した場合は、その者が貯金債権を取得することにはならない。
- (4) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、金融機関は損害賠償の責任を負うことがある。
- (5) 引受のない為替手形、付帯物件付の荷為替手形は、貯金として受入れることができない。

[問 11] 貯金払戻し時の留意事項について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、担当者の判断で所定の代筆の手続をとっても問題はない。
- (2) 事故届(喪失届)が出ているにもかかわらず、これを無視し、あるいは気づかずに払戻しをした場合、免責約款や民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定により免責される。
- (3) 判例によれば、金融機関が女性名義貯金を男性に支払った場合は、一般的には本人の意思を受けて払戻請求に来る場合が多いので、通帳と届出印の提出があり、解約理由その他とくに疑う事情がなければ、当該払戻しは有効であるとされている。
- (4) 貯金規定では、押捺の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、同一印章によるものと相違ないと認めて取扱ったときは、その印章が偽造、変造であった場合、そのために生じた損害は組合が責任を負うこととしている。
- (5) 無通帳の場合、貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確である場合は、担当者の判断で貯金の払戻しに応じてよい。

[問 12] 貯金取引における諸届について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 婚姻や養子縁組により氏名の変更があった場合、届出印を押印した氏名変更届と新印鑑届を徴求し、あわせて戸籍謄本(抄本)等を提出してもらい事実確認を行って関係帳票類の変更を行う。
- (2) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出ることを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことによって生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。
- (3) 通帳や証書を再発行した場合、通帳・証書には「再発行」と表示するが、これは喪失した通帳・証書が発見されたとき、旧通帳・証書と区別するためである。
- (4) 諸届を受理した後で、もしその変更内容どおりの処理をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。
- (5) 電話でキャッシュカード喪失の連絡を受けたときは、文書による喪失届を受理した後で支払停止の措置をとればよい。

[問 13] 貯金保険制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金保険制度とは、組合などの経営が破綻し、貯金等の払い戻しができなくなった場合に、貯金者を直接・間接に保護する制度のことである。
- (2) 外貨預金と譲渡性貯金は、貯金保険制度の保護の対象外である。
- (3) 金融機関が破たん前に顧客から振込の依頼は受けているものの、顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は、全額保護される。
- (4) 貯金保険制度で全額保護される決済用貯金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3要件を満たすものである。
- (5) 決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関1人あたり、合算して元本1,000万円までであり、その利息等は保護されない。

[問 14] 偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預貯金者保護法)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失(重過失を除く)があることを金融機関が証明した場合は、金融機関の補てん対象額は5分の3に軽減される。
- (2) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の30日前の日以降になされた払戻しに係る損害額の補てんを金融機関に請求できる。
- (3) 盗難通帳の場合において、届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合、「預貯金者の重大な過失となりうる場合」に該当する。
- (4) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合、金融機関に対する通知が通帳の盗難から2年を経過する日後になされたときでも、金融機関に補てん請求することができる。
- (5) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記したものが盗まれ、そのキャッシュカードを使ってATMで払い戻されて受けた損害も補てんされる。



[問 15] 金融商品販売法、金融商品取引法および消費者契約法について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、金融庁に申請・登録した業者でないと業務を行うことができない。
- (2) 金融商品販売法で対象となる金融商品は債券、株式、投資信託などの価格変動リスクのある商品で、預貯金、定期積金は対象外である。
- (3) 契約の中に、事業者が無限定な免責や過大な損害賠償など消費者の利益を一方的に害する条項があれば、消費者契約法によってその条項は無効とされている。
- (4) 金融商品販売業者は、販売契約締結後、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を顧客に説明しなければならない。
- (5) 金融商品販売法に定められている主要な点は、重要事項に関する説明義務、勧誘方針の公表の2点である。

[問 16] 個人情報保護および貯金取引における守秘義務について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で、個人の機微情報については、法令等に基づく場合など一定の例外を除いて、取得・利用・第三者提供をすることは禁じられている。
- (2) 「氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報」は、個人情報保護法における個人情報に該当する。
- (3) 金融機関の守秘義務は、法律上明記されているものではないが、信用事業の業務遂行の過程で得た顧客情報は秘匿の義務を負う。
- (4) 組合の貯金業務において取得する個人情報には、貯金口座開設時の口座開設申込書に記載された、氏名、印影、住所、電話番号の特定の個人を識別できる情報などが該当し、貯金残高や取引履歴などの情報は該当しない。
- (5) 全国銀行協会の「自主ルール」では、銀行は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならないと定めている。

[問 17] 貯金残高証明書の発行および貯金取引の秘密保持について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者が死亡したときの相続手続に際し、相続人から提出を求める戸籍謄本や除籍謄本に記載されている「本籍地」(機微情報)は、例外的に取得が認められている。
- (2) 貯金者が死亡し、相続人から残高証明書の発行依頼を受けた場合は、依頼人と取引があるときを除いて、実印による残高証明発行依頼書の提出を受け、印鑑証明書により印鑑照合をする。
- (3) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、債権から債務を差引いて証明してはならない。
- (4) 証明する貯金残高の中に、未決済の他店券残高が含まれているときは、その残高を控除する。
- (5) 組金が貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を問われるおそれもある。

[問 18] 源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一般財形貯蓄は、預入日から1年間は払出しや譲渡ができない。
- (2) 預貯金の利子、公社債の利子、定期積金または相互掛金の給付補てん金は、所得税法上の利子所得にあたる。
- (3) 特定の所得について他の所得と総合しないで、その所得だけを切り離して所得課税額を計算する分離課税制度は、税率の累進性が緩和されるため、一般に高額所得者に有利になる。
- (4) 国税を天引徴収することを源泉徴収といい、地方税を天引徴収することを特別徴収という。
- (5) 財形住宅貯蓄は、1人1契約に限定され、5年以上の定期的給与天引積立契約が必要である。

[問 19] マイナンバー(個人番号)制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マイナンバーは、社会保障、税、災害対策分野の手続のために行政機関に提供する場合を除き、むやみに他人に見せることはできない。
- (2) マイナンバーは、住民票を有するすべての国民に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定し、原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。
- (3) 法人番号は一法人に対し一番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されない。
- (4) 個人番号カードは、顔写真のついたカードであり、身分証明書としても使用でき、個人番号カードの交付を受けると通知カードは不要となるが、通知カードは引続きその本人が保管する。
- (5) 法人番号自体には、マイナンバー(個人番号)と異なり利用範囲の制約がないため、だれでも自由に利用できる。

[問 20] 少額投資非課税制度(NISA)・未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管するか、特定口座や一般口座に移管することができる。
- (2) 上場株式等の配当等は、非課税口座を開設する金融機関を経由して交付されるものに限られ、また、非課税口座で発生した譲渡損失と、特定口座や一般口座での譲渡益との損益通算することや、その損失を繰越控除することはできない。
- (3) 非課税口座の開設者が死亡したとき、その相続人は特段の手続をとる必要はない。
- (4) ジュニアNISAの未成年者口座については、NISAの非課税口座と異なり、非課税管理勘定の年分ごとに他の金融機関に変更することはできない。
- (5) 非課税口座内に受入れることができる上場株式等は、平成28年1月からは年間120万円まで、非課税期間は非課税口座内に設けられた非課税管理勘定ごとに最長5年間である。



[問 21] 普通貯金の口座開設，受入・払戻し等について，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 通称や屋号などで行う貯金取引は，「犯罪収益移転防止法施行規則」により禁止されている。
- (2) 窓口において現金で払戻す場合には，番号札(合札)の確認と同時に，請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であるが，顔見知りの顧客に対しては番号札の使用を省略しても差し支えない。
- (3) 貯金口座の残高不足によって口座振替処理が不能になったとき，金融機関は貯金者にその旨を通知する義務がある。
- (4) 普通貯金は要求払貯金であり，その法的性質は，返還時期の定めのない消費貸借契約と解されている。
- (5) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は，謝絶しなければならない。

[問 22] 普通貯金の利息計算について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金の決算利息は，当初預入日または前期の決算日の翌日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。
- (2) 他店券入金の場合は，他店券が決済された日(手形交換の場合は手形交換日)から利息を付ける。
- (3) 普通貯金規定により，利息を付ける最低残高は1,000円以上と定められており，各金融機関は付利最低残高を自由に定めることはできない。
- (4) 利息計算期間の日数の数え方は，預入日から払戻日(または解約日)の前日までである。
- (5) 利息計算の結果，1円未満の端数が生じたときは，その端数金額を切捨てることになっている。

[問 23] 貯蓄貯金，通知貯金，納税準備貯金，別段貯金について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金は，普通貯金と異なり，公共料金等の自動支払いや給与・年金等の自動受取りの口座として利用することはできない。
- (2) 通知貯金とは，一定以上の金額を一定の据置期間以上預け入れ，払戻すときには一定期間前までに払戻予告することを条件として預入する貯金のことをいう。
- (3) 納税準備貯金の払戻しは，原則として貯金者の納税に限られ，それ以外に払戻しができるのは，災害その他やむをえない事情があり，かつ金融機関が払戻しを認めたときである。
- (4) 別段貯金は特約がない限り，利息を付けない。
- (5) 納税準備貯金は，利子に所得税が課せられず，納税準備貯金通帳に印紙税も課せられない。

[問 24] 総合口座について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越金の定期貯金に対する担保設定の順序は、利率の低い順、かつ同利率のものがある場合は預入日の早い順に行われ、返済の場合の順序は貸越の順序と逆になり、貸越利率の高いものから先に返済に充当する。
- (2) 総合口座にセットする定期貯金と総合口座の普通貯金との名義は、同一でなければならない。
- (3) 総合口座の貸越極度額は、「預入した定期貯金の合計額の80%、または組合所定の貸越極度上限額(300万円としている金融機関が多い)のうち、いずれか少ない金額」としているのが一般的である。
- (4) 総合口座の開設は、実在の成年者個人、一人につき1口座に限定されているが、これはとくに法令上の制限があるからではなく、商品の性格によるものである。
- (5) 総合口座にセットする定期貯金は自動継続扱のものに限られ、これは総合口座の貸越取引には期限を定めていないので、反復して継続利用してもらうためである。

[問 25] 当座貯金(当座勘定取引契約)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためである。
- (2) 当座勘定取引契約は諾成契約であり、最初の入金がなくとも契約は成立するため、最初の入金がなくとも、小切手用紙・手形用紙を交付してもよい。
- (3) 小切手の支払委託契約により、組合は、振出人である取引先および小切手の所持人に対し小切手金額の支払義務を負う。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受け、満3年が経過していない者とは取引ができない。
- (5) 本人または代表者以外の者が代理人として当座勘定取引を行い、手形・小切手を振出す場合は、代理人から代理人関係届と代理人の印鑑の届出を受ける。

[問 26] 当座貸越と過振りについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 取引先の信用状況が不良であるために行う当座貸越契約の強制解約は、解約通知を発信したときにその効力が生じる。
- (2) 当座貸越取引は、定期貯金担保を要件とせず、一般貸出と同様のリスクを負うため、一般貸出と同じように信用調査などを厳格に行う必要がある。
- (3) 当座貸越取引は、取引先の支払資金が不足したときに自動的に貸出が行われ、他方、当座貯金に入金があれば自動的に貸越金の返済に充当されるため、金融機関にとって事務負担は軽く、貸出利率は他の貸出に比べ若干低い利率になっていることが一般的である。
- (4) 過振りは、金融機関の義務ではなく金融機関の裁量に基づく例外的な取扱いで、万一、回収不能になった場合は、取引先が損害を負う。
- (5) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという支払委託契約であるとするのが通説である。

[問 27] 当座勘定取引の解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取引先が恒常的に他店券過振り等を強要する場合や、支払資金の預入が再三にわたって遅延する場合は、信用状況が不良な取引先として強制解約することができる。
- (2) 組合は当座勘定取引の解約と同時に未使用の小切手用紙や手形用紙を回収する義務があり、取引先にも返還義務があることを当座勘定規定において定めている。
- (3) 取引終了後に呈示された小切手・手形については、原則として「取引なし」の理由で不渡返還する。
- (4) 当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。
- (5) 手形交換所の取引停止処分に伴う解約の場合は、組合は解約通知を発信しなくても解約の効力が生じる。

[問 28] 定期貯金の商品概要や受入れについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期貯金を他店券で受入れることができるのは、ただちに取立ができるものに限られる。
- (2) 現金と他店券を一緒に受入れる場合は、利息計算期間、満期日の設定、不渡時の対応等に問題が生ずるので、現金と他店券の金額に分けて定期貯金を取組むことになる。
- (3) いったん預入された定期貯金の満期日は、変更することができない。
- (4) 定期貯金の満期日は、預入した月から暦に従って月数を数え、該当する月の預入日に相当する日としているが、当日が休日の場合はその翌日が満期日となる。
- (5) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から1か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質が「確定期限付金銭消費寄託契約」であることに特色がある。

[問 29] 定期貯金の書替継続について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 自動継続定期貯金については、当初預入時に定期貯金の自動継続の意思を確認していることから、以降、預入期間満了ごとに当該定期貯金を継続するかどうかの確認は必要ないとされている。
- (2) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかであり、継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶ。
- (3) 起算日扱いによる書替継続は定期貯金契約に反するため、満期日が休日の場合でも取扱を避けるべきである。
- (4) 増額書替継続は、利息の一部または全部を元金に組入れて継続する方法である。
- (5) 2口以上の定期貯金を1口にして継続したり、1口の定期貯金を2口以上に分割して継続したりすることはできない。



**[問 30]** 定期貯金の中途解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当事者の約定に基づいて行う相殺を「法定相殺」といい、民法の規定に従って行う相殺を「約定相殺」という。
- (2) 中途解約に応じることは、金融機関の任意であることと不正入手者から貯金者を保護する等の理由から、中途解約時の金融機関の注意義務は、満期解約時よりも加重されるというのが判例や通説である。
- (3) 中途解約の場合は、顔見知りで貯金者本人と確認できるような場合のほかは、単に貯金証書と届出印章を持っているということだけで本人と判定せずに、運転免許証などによって確認することも考慮すべきである。
- (4) 組合が農協(漁協)取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していれば、借入債務者が組合に預入している定期貯金等が満期日前であっても、相殺または払戻充当によって貸出金を回収することができる。
- (5) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない。

**[問 31]** 定期貯金の利息計算等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 5月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は11月30日である。
- (2) 預入日が平成28年3月2日(水)で、満期日が同年6月2日(木)とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は92日である。
- (3) 定期貯金の中間利払いは、単利型の定期貯金には適用されているが、複利型の定期貯金には適用されていない。
- (4) 定期貯金の利息計算の結果、利息額に円未満が生じた場合はそれを切上げる。
- (5) 定期貯金の付利単位は1円が一般的であり、各金融機関は付利単位を自由に定めることができる。

[問 32] 各種定期貯金の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい(なお、商品内容については金融機関が一般的に取扱っているものとする)。

- (1) 期日指定定期貯金の最長預入期間は、10年が一般的である。
- (2) 積立式定期貯金のエンドレス型は、口座開設時に積立期間や満期日を定めないうで、預入のつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期間とするエンドレス方式で積立し、必要な時期に必要な金額を払戻することができる。
- (3) 大口定期貯金の預入期間の定め方には「期日指定方式」と「定型方式」があり、「期日指定方式」は預入日に金融機関があらかじめ定めた期間のなかから期日を選択するものである。
- (4) 変動金利定期貯金の取扱いにおいて、金利の上昇局面では、固定金利型に比べて変動金利型のほうが、金融機関の調達資金の平均的な金利上昇スピードは遅くなる。
- (5) 譲渡性貯金は、均一の条件で不特定多数を対象に、公募といった形で発行することも可能である。

[問 33] 定期積金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金契約は、民法その他の法律にあげている各種の契約のどれにも属さない無名契約であり、しかも、いろいろの契約要素を持った混合契約であるといわれている。
- (2) 定期積金の給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われ、マル優(少額貯蓄非課税制度)適用は受けられない。
- (3) 定期積金の鮮度比率(積金年齢)は、鮮度比率が低い(積金年齢が若い)ほど将来の資金増加の見込みが低くなる。
- (4) 定期積金は、貯金保険制度の付保対象商品である。
- (5) 定期積金契約は、積金者から掛金が条件どおり払込まれると、金融機関に給付契約金の支払義務が生じるが、掛金の払込が遅れても払込を強制する権利はないので「片務契約」である。

[問 34] 外貨預金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 外貨預金を預入した時点で1ドル＝106円だった為替レートが解約時に1ドル＝101円になった場合、ドルに対し円が安くなったことを意味し、「円安」あるいは「ドル高」になったという。
- (2) 個人対象の外貨預金は、マル優の取扱いができる。
- (3) 外貨定期預金は、受入日の翌日から満期日までの間、満期解約・自動継続の種類変更が可能である。
- (4) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行われるまでの間に顧客に対して、重要事項の説明が義務づけられている。
- (5) 外貨預金を組む場合に、預入する円資金を米ドル資金に転換するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信買相場(TTB)が用いられる。

[問 35] 国債および個人向け国債について、誤っているものを1つ選びなさい(なお、本問において、個人向け国債の発行期限が3年もの(個人向け国債3年)を「3年もの」、5年もの(個人向け国債5年)を「5年もの」、10年もの(個人向け国債10年)を「10年もの」という)。

- (1) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」は固定金利制、「10年もの」は変動金利制である。
- (2) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」ともに、他の国債と同様、マル優、マル特を利用できる。
- (3) 個人向け国債は、中途換金することができない。
- (4) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、新窓販国債と個人向け国債である。
- (5) 長期国債(10年)の発行にあたってのシ団引受方式は、平成18年度以降廃止された。



[問 36] クレジットカードとデビットカードについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関のキャッシュカードに買物などの代金を支払う機能を付けたものをデビットカードといい、「利用者口座のある金融機関」がデビットカードサービスをはじめると、手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードになる。
- (2) デビットカードの利用者は、クレジットカードと同じように年会費の負担がかかる。
- (3) クレジットカードが日常生活の決済手段として急拡大しており、クレジットカードの決済口座を獲得することで貯金の歩留まり向上が期待できる。
- (4) J Aカードは、一体型カード(クレジットカード機能+ I Cキャッシュカード機能)を中心に据え、あわせて公共料金のカード決済をセットし、J Aカード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。
- (5) クレジットカードの取引は、カード会社、加盟店、カード会員の3者間の取引である。

[問 37] 貯金の譲渡・質入等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られ、質権者も貯金債務者(組合)に限られる。
- (2) 貯金規定(譲渡性貯金を除く)において、貯金者は組合の承諾を得ずに貯金を質入することができるかと定めている。
- (3) 自組合貯金に質権を設定する場合、相殺による回収が可能なときでも、担保差入証に確定日付を徴求する必要がある。
- (4) 定期貯金に質権を設定する場合、法律上、貯金証書(通帳)の差入れが質権成立の効力要件である。
- (5) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。

[問 38] 貯金に対する強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 仮差押と滞納処分による差押が競合したときは、どちらが先行もしくは後行であっても、仮差押による差押が優先する。
- (2) 差押命令が民事執行法に基づく強制執行手続であるのに対して、仮差押命令は民事保全法に基づいて行われる強制執行の保全手続である。
- (3) 確定判決など請求権の存在と範囲を表示した文書で、法律により執行力が認められたものを債務名義といい、強制執行手続は債務名義がなければ行うことができない。
- (4) 強制的に換価処分する方法には、強制執行手続のほかに担保権実行がある。
- (5) 同じ貯金について差押の競合があると、第三債務者である組合は差押えられた貯金を差押債権者に対して支払うことができなくなり、その貯金を供託所に供託しなければならない。

[問 39] 相続制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 相続人の中に未成年者がおり、遺産分割協議にその親権者が参加しているときは、利益相反行為となり、未成年者のための特別代理人を家庭裁判所に選任してもらう必要がある。
- (2) 普通方式の遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類あるが、このうち家庭裁判所の検認が必要ないものは公正証書遺言である。
- (3) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は共有説の立場をとっている。
- (4) 法定相続人には、被相続人と血族関係にある者および配偶者があるが、第1順位の相続人は、子と父母、配偶者である。
- (5) 被相続人に直系卑属も直系尊属もないときは、被相続人の兄弟姉妹と配偶者が相続人になり、兄弟姉妹が被相続人より先に死亡しているときは、その子(被相続人の甥、姪)に限って代襲相続することになる。

[問 40] 貯金の相続手続について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合の貯金者が死亡し、その遺族が死亡した事実を告げないで、死亡者の貯金通帳と印鑑を組合に提出し、その貯金の払戻請求をした場合に、組合が死亡の事実をまったく知らずに払戻しを行い、かつ、その事実を知らなかったことについて過失がなかったときでも、組合は免責されない。
- (2) 相続手続前に相続人の一部から葬儀費用のため被相続人の貯金の一部について払戻請求があった場合、組合の善管義務を盾に支払を謝絶することが必要である。
- (3) 相続貯金について、遺産分割が行われるまでの間に、貯金の払戻しの請求があったときは、相続人全員が連署した書類によって行うことが、原則的な取扱いである。
- (4) 金融機関は、共同相続人の一人からの相続貯金についての取引履歴開示請求があった場合、これに応じる義務はない。
- (5) 遺言による相続貯金の払戻請求があった場合、その遺言に対して関係者間で争いがあるときでも、遺言書の存在が確認できるため、その遺言書に基づいて支払に応じてよい。

[問 41] 手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 約束手形の振出人に対する約束手形所持人の支払請求権、および為替手形の引受人に対する為替手形所持人の支払請求権の時効期間は、支払期日から3年である。
- (2) 小切手行為に該当するものは、振出、裏書、保証の3種類である。
- (3) 手形行為も小切手行為も、すべて手形や小切手の書面上になされなければならないという、書面行為性がある。
- (4) 手形・小切手には「証券の表章する権利の内容が証券の文言のみによって決定される」という「文言性」があるが、手形・小切手に記載された文言の解釈については、その文言が有する客観的意味を基準として解釈することが必要である。
- (5) 手形・小切手は、法律上の厳格な方式が必要とされ、それが満たされなければ効力が生じないという「要式性」がある。

[問 42] 約束手形の要件等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形面に金額が二重に記載されている場合は、当座勘定規定により、所定の金額記載欄に書かれたほうの金額を手形金額とする。
- (2) 手形が有効に成立するために必ず記載しなければならない事項を手形要件といい、手形・小切手等のように、有効に成立するために記載すべき内容を法律で定めている証券を要式証券という。
- (3) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効になってしまう事項を有害的記載事項という。
- (4) 振出人が法人の場合、法人の名称のみを記載し届出印章を押した振出は無効とされている。
- (5) 支払期日とは手形金額の支払われる期日のことで、「確定日払」・「一覧払」・「一覧後定期払」・「日付後定期払」の4種類があり、このうち圧倒的に多いものは「一覧払」である。

[問 43] 白地手形および約束手形の裏書について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または、手形で受取人の記載がないものが呈示された場合、顧客にその都度連絡して当座勘定から引き落とさなければならない。
- (2) 白地手形は、未完成な手形であり、不完全な無効手形と同一とみなされる。
- (3) 裏書人は振出人と同じく手形の絶対的支払義務者であり、担保責任を負わない旨を記載した裏書をして、無担保裏書をした裏書人は担保責任を免れない。
- (4) 未完成の白地手形をそのまま金融機関に呈示することは、有効な呈示といえないことから、金融機関としては白地を補充してから再度呈示してほしいと要求することもできる。
- (5) 裏書の日付は、必ず記載するよう手形法で規定されている。



[問 44] 約束手形の支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形が取立債務とされているのは、手形の所持人が通常は次々にかわるため、もし、持参債務だとすると、手形債務者は誰に支払ったらよいかわからなくなってしまうからである。
- (2) 約束手形上の権利者(所持人)は、振出人から手形金を支払ってもらえなかった場合、裏書人に対して支払ってほしいと請求できる権利(遡求権)を持っている。
- (3) 確定日払手形の支払呈示期間は、支払期日を含む3取引日以内とされているが、3日目が土曜・日曜・祝日などの休日であるときは、その休日を勘定に入れて計算する取扱いとなっている。
- (4) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる。
- (5) 遡求義務を履行して手形を受戻し、その手形の所持人となった者は、自分の前者である遡求義務者に対して、再遡求することができる。

[問 45] 為替手形の仕組み、約束手形との相違点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替手形の振出人は、約束手形の振出人と同様に、手形金を自分が支払うという約束をしている。
- (2) 為替手形も約束手形と同様に、要式証券、文言証券であり、記載しなければならない事項は手形法に定められている。
- (3) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する正式引受と、為替手形上に署名するだけの略式引受とがある。
- (4) 為替手形には振出人・支払人・受取人の3当事者が必要であるが、この3者は別人格でなければならないという制約はないため、同一人が2当事者を兼ねることも可能である。
- (5) 約束手形には「支払機能」と「信用機能」があるが、為替手形には、約束手形と同様の機能のほか、送金機能と取立機能がある。

[問 46] 小切手の振出・譲渡・支払について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関に対する小切手の呈示は、振出日から起算して10日のうちにしななければならない。
- (2) 小切手は「支払の用具」であり、ただちに支払が受けられるものでなければならず、当然に一覧払とされている。
- (3) 小切手の振出日は実際の振出日でなければならず、先日付の振出小切手は支払呈示ができない。
- (4) 小切手要件は、①証券の文言中の小切手という文字、②小切手金額、③支払委託の文言、④支払人の名称、⑤支払地、⑥振出日、⑦振出地の7つである。
- (5) 支払地の記載のない小切手は、小切手要件を欠く小切手であり無効である。

[問 47] 線引小切手について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手の表面上に、2個の特定線引があっても、そのうちの1個が手形交換所における取立のためになされたものであるときは、例外として、その取立委任を受けた金融機関に支払ってもよい。
- (2) 線引制度に違反して金融機関が線引小切手を受入れたり、支払金融機関が線引小切手を支払っても、その受入れや支払が無効になるわけではない。
- (3) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。
- (4) 小切手の表面上に引かれた2条(2本)の平行線のなかに、特定の金融機関名を記入したものを、特定線引小切手という。
- (5) 小切手の線引は、振出人だけが記入でき、小切手を受取った所持人は記入することができない。

[問 48] 手形・小切手の紛失について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 除権決定が確定すると、紛失手形は無効になり、紛失した手形を所持している者は手形所持人としての形式的資格を失う。
- (2) 小切手は、呈示期間経過後でなければ支払委託の取消の効力が生じない。
- (3) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合でも、金融機関に対して、絶対に支払わないように要求することができる。
- (4) 手形を紛失した場合、公示催告・除権決定によって紛失手形を無効にする必要があるが、公示催告は手形記載の支払地を管轄している簡易裁判所へ申し立てる。
- (5) 手形を紛失した者であっても、その手形の善意取得者が現れない限り、その手形の真の債権者である。

[問 49] 手形交換制度・取引停止処分制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 0号不渡事由と第1号または第2号不渡事由とが重複した場合は、第1号不渡事由が優先する。
- (2) 手形交換所で交換された手形・小切手が不渡になったときは、持帰金融機関および持出金融機関の双方から手形交換所に対して不渡届を提出しなければならないが、行内交換手形・小切手等については不渡届の提出が義務づけられていない。
- (3) 参加金融機関が手形交換に持出すことができる証券類は、手形・小切手・郵便為替証書に限られる。
- (4) 「資金不足」「取引なし」に該当する事由は、第1号不渡事由である。
- (5) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、3か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。

[問 50] 手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形交換所の参加金融機関は、取引停止処分を受けた取引先について、信用が著しく回復したときは、手形交換所に取引停止処分の解除を請求することができる。
- (2) 不渡手形・小切手の返還方法について、東京手形交換所規則では、やむをえない理由により逆交換返還ができなかった場合には、交換日の翌営業日午前10時までに持出銀行の店頭に戻還する(店頭返還)と定めている。
- (3) 依頼返却とは、一度交換のために持出した「手形」(交換証券類の総称)を持出金融機関と持帰金融機関とが協議のうえ、返還することをいう。
- (4) 取引停止処分を受けると、以後2年間は、手形交換所の参加金融機関と当座勘定取引および貸出取引(ただし、債権保全のための貸出は除く)ができなくなる。
- (5) 不渡届を第1号と第2号に区別しているのは、第2号不渡事由には異議申立が認められるが、第1号不渡事由には異議申立が認められないためである。





# 「試験問題解説編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

# 目 次

## 貯金業務の基本

問1	貯金取引における取引相手方の確認	30
問2	貯金取引の相手方	31
問3	成年後見制度等	32
問4	法人との取引	33
問5	代理人との取引	33
問6	マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」	34
問7	犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認	35
問8	貯金取引の法的性質	36
問9	貯金債権の発生（貯金契約の成立）および貯金債権の消滅	37
問10	貯金受入時の留意事項	37
問11	貯金払戻し時の留意事項	38
問12	貯金取引における諸届	39
問13	貯金保険制度	40
問14	偽造カード及び盗難カード等に関する貯金者保護	41
問15	金融商品販売法，金融商品取引法および消費者契約法	42
問16	個人情報保護および貯金取引における守秘義務	42
問17	貯金残高証明書の発行および貯金取引の秘密保持	43
問18	源泉分離課税方式および非課税制度，財形貯蓄非課税制度	44
問19	マイナンバー（個人番号）制度	45
問20	少額投資非課税制度（NISA）・未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）	46

## 流動性貯金・総合口座

問21	普通貯金の口座開設，受入・払戻し等	47
問22	普通貯金の利息計算	48
問23	貯蓄貯金，通知貯金，納税準備貯金，別段貯金	48
問24	総合口座	49
問25	当座貯金（当座勘定取引契約）	50
問26	当座貸越と過振り	51
問27	当座勘定取引の解約	52

## 定期貯金・定期積金・国債の窓販等

問28	定期貯金の商品概要や受入れ	53
問29	定期貯金の書替継続	54
問30	定期貯金の中途解約	54
問31	定期貯金の利息計算	55
問32	各種定期貯金の商品内容	56
問33	定期積金	57
問34	外貨預金	58
問35	国債および個人向け国債	58
問36	クレジットカードとデビットカード	59

## 貯金業務関連知識と手形・小切手

問37	貯金の譲渡・質入等	60
問38	貯金に対する強制執行	61
問39	相続制度	61
問40	貯金の相続手続	62
問41	手形（手形行為）・小切手（小切手行為）の特性	63
問42	約束手形の要件等	64
問43	白地手形および約束手形の裏書	65
問44	約束手形の支払	66
問45	為替手形の仕組み、約束手形との相違点	67
問46	小切手の振出・譲渡・支払	67
問47	線引小切手	68
問48	手形・小切手の紛失	69
問49	手形交換制度・取引停止処分制度	70
問50	手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等	70

# 正解と解説

## 貯金実務

各問の(1)~(5)の中から正しいものを1つ選んでください。

### ● 貯金業務の基本

#### 貯金取引における取引相手方の確認

**問 1** 貯金取引における取引の相手方の確認について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 「主観説」とは、「自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなす」という説である。
- (2) 貯金は特定者（貯金者）から預かり、それをその特定者（貯金者）へ返還しなければならない指図債権である。
- (3) 貯金者を認定するためには、①出捐者（貯金をする意思をもって金銭を出した人）、②来店者（貯金をするために金銭を持って金融機関に来た人）、③貯金通帳・証書と届出印章を占有（保管）している者の3点をもって確認する必要があるが、①②③が同一者であれば貯金者が誰かという問題は起こらない。
- (4) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」（免責約款）と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。
- (5) 「客観説」とは「預入に際して、他人（預入行為者以外の者）が貯金者であることを明示または黙示したとき以外は、預入

行為者を貯金者とする」という説である。

正解率 73%

正解 (4)



#### ▶ 解説

- (1) 「主観説」とは、預入行為や意思表示等の外形を重視する考え方で、「預入に際して、他人（預入行為者以外の者）が貯金者であることを明示（はっきり言うこと）または黙示（暗黙のうちに意思を示すこと）したとき以外は、預入行為者を貯金者とする」という説である。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 貯金は特定者（貯金者）から預かり、それをその特定者（貯金者）へ返還しなければならない指名債権である。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 真の貯金者を認定するためには、①出捐者（貯金をする意思をもって金銭を出した人）、②来店者（貯金をするために金銭を持って金融機関に来た人）、③貯金通帳・証書と届出印章を占有（保管）している者、④貯金の名義者、の4点を確認する必要があるが、①~④のなかの一つでも違う場合には、誰が貯金者であるかという問題が

生じる。したがって、(3)の記述は誤りである。

- (4) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」(免責約款)と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 「客観説」とは、実質を重視する考え方で、「自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなす」という説である。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 貯金取引の相手方

**問 2** 貯金取引の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者となり、父母がともに死亡、または親権者が管理権を有しないときは、第二次的に未成年後見人がつけられる。
- (2) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。
- (3) 未成年者であっても結婚した者は成年者とみなされる。また「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する」とされている。
- (4) 自然人(個人)との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。
- (5) 未成年者の法定代理人は、未成年者の財産に関する法律行為について代理権を

持たず、直接に、法定代理人と契約を結ぶことはできない。

正解率 82%

正解 (5)

--	--

### 解説

- (1) 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者となり、父母がともに死亡、または親権者が管理権を有しないときは、第二次的に未成年後見人がつけられる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。これらの者が一定の手順を踏まないで単独で行った法律行為は、あとで取消することができるとして、民法はこれを保護している。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 未成年者であっても結婚した者は成年者とみなされる。また「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する」とされている。この場合には、登記する必要があり、商業登記簿の謄本で確認することができる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 自然人(個人)との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。しかし、そのまま放置しておく、いつ取消されるか不安が残るので、制限行為能力者を保護する者(法定代理人等)

に積極的に追認してもらうように手続を取る必要がある。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 未成年者と取引をする場合には、法定代理人の同意が必要である。しかし、法定代理人は、未成年者の財産に関する法律行為について代理権を持つので、直接に、法定代理人と契約を結ぶこともできる。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

## 成年後見制度等

**問 3** 成年後見制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被保佐人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力（判断能力）が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人をいう。
- (2) 成年後見人は、家庭裁判所が最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることはない。
- (3) 成年被後見人と成年後見人との間での取引が利益相反行為になる場合は、家庭裁判所に特別代理人の選任を請求し、特別代理人が成年被後見人の代理人として取引を行うことになる。ただし、成年後見監督人がいるときは、成年後見監督人が成年被後見人を代表する。
- (4) 後見、保佐、補助に関する制度を法定後見制度といい、この法定後見制度と任意後見制度の2つの制度を総称して成年後見制度という。
- (5) 成年被後見人が自ら行った法律行為は、本人または成年後見人によって取消することができる。

正解率 77%

正解 (2)



- (1) 被保佐人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力（判断能力）が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人をいう。具体的には、精神上の障害により、日常生活は単独でできるけれども、金銭の貸し借り、不動産の売買、自宅の新築等重要な法律行為は単独で行うことはできないという程度の判断能力の人が該当する。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 成年後見人は、家庭裁判所が個々の事案によって最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることもある。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 成年被後見人と成年後見人との間での取引が利益相反行為になる場合は、家庭裁判所に特別代理人の選任を請求し、特別代理人が成年被後見人の代理人として取引を行うことになる。ただし、成年後見監督人がいるときは、成年後見監督人が成年被後見人を代表する。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 後見、保佐、補助に関する制度を法定後見制度といい、この法定後見制度と任意後見制度の2つの制度を総称して成年後見制度という。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 成年被後見人が自ら行った法律行為は、本人または成年後見人によって取消することができる。成年被後見人との取引が取消されないためには、成年後見人をその代理人として取引する必要がある。したがって、(5)の記述は正しい。



## 法人との取引

問 4 法人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられ、持分会社は合名会社、合同会社の2つに分類される。
- (2) 取締役会設置会社では、代表執行役が会社を代表し、委員会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持つ。
- (3) 財団法人は、一定の人が集まって作った法人のことで、定款、社員総会、理事、監事などによって運営されるものをいう。
- (4) 「権利能力なき社団」と貯金取引をする場合には、法律的には法人格を有していない団体であり、構成員全員の名前で取引することが望ましい。
- (5) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。

正解率 71%

正解 (5)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

### 解説

- (1) 会社法では、会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられ、さらに、持分会社は、合名会社、合資会社および合同会社の3つに分類される。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 株式会社において、取締役会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持ち、委員会設置会社（指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3委員会）では、代表執行役が会社を代表する。したがって、(2)の記述は誤りである。

- (3) 財団法人は、一定の目的のために提供された財産を中心とする団体で、社団法人の定款にあたるものを寄付行為といい、そのなかに定められた目的に従って事業が運営される。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 「権利能力なき社団」は社会的には一個の組織体、企業体として活動しているが、法律的には法人格を有していない団体であり、これらと貯金取引をする場合には、団体名を表示し、かつ代表資格を表示した代表者と取引を行うべきである。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引し、正当な代表権限を持った者以外等と取引を行う場合は、代理人として届出を受ける。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

## 代理人との取引

問 5 代理人との取引について誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 支配人登記されている株式会社の支社長と貯金取引をする場合、会社の代表者から代理人届を届出てもらう必要がある。
- (2) 法定代理人はいつでも復代理人を選任することができるが、任意代理人は本人の許諾を得たとき、または、やむをえない事由がある場合以外には、復代理人を選任することができない。
- (3) 代理人が代理行為をする場合には、本

人の名を示し、かつ本人の代理人であることを明らかにする必要がある。

- (4) 無権代理人が相手方に行った契約は、本人が追認すれば法的効果が生じ、無権代理人自身は相手方に責任を負うことはない。
- (5) 本人が決定した意思を本人に命じられて相手方に伝達する役割を果たす「使者」は、代理人と性格は異なるが、「使者」の行った行為の法的効果は本人に及ぶ。

正解率 58%

正解 (1)



### ▶ 解説

- (1) 支配人登記されている株式会社の社長と貯金取引をする場合は、支配人は営業主である会社の代理人となって営業を行い、その営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有するので、会社の代表者からの代理人届は不要である。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 法定代理人はいつでも復代理人を選任することができるが、任意代理人の場合は、本人の許諾を得たとき、本人が行方不明などやむをえない事由がある場合以外には、復代理人を選任することができない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 代理人が代理行為をする場合には、本人の名を示し、かつ本人の代理人であることを明らかにする必要がある。これを「顕名主義」と呼び、代理人が本人のためにすることを示して行った意思表示は、本人に対してその効果が及ぶ。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 無権代理人が相手方に行った契約は、本人が追認すれば有効な代理行為として法的効果が生じ、無権代理人自身は相手方に責任を負うことはない。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 本人が決定した意思を本人に命じられて相手方に伝達する役割を果たす「使者」は、本人に代わって意思決定をする代理人とは性格が本質的に違っているが、代理人の場合も「使者」の場合も、その行った行為の法的効果は本人に及ぶことになる。したがって、(5)の記述は正しい。

### マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」

問 6 マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」について誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マネー・ローンダリングとは、金融取引を利用してあたかも正当な収入であるかのように見せかけて、不法収益の没収を免れることを目的とする行為をいう。
- (2) 取引未成立（未遂）の場合であっても、取引の相手方に「疑いがある」と判断した場合には、「疑わしい取引の届出」の対象となる。
- (3) 「疑わしい取引の届出」は、当局より示されている「疑わしい取引の参考事例」に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当し、事例に該当しない取引は、金融機関が疑わしい取引に該当すると判断しても届出の対象とはならない。
- (4) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金または小切手による入出金の総額が多額である場合は、「疑わしい取引の届出」の対象になる。
- (5) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。

正解率 98%

正解 (3)

▶ 解説

- (1) マネー・ローンダリングとは、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為で、口座を転々とさせたり金融商品などに形態を変えてその出所を隠したりすることをいう。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 疑わしい取引の届出の対象となる取引は、取引時確認が必要な取引や取引記録の作成・保存を要する取引に限らず、取引未成立（未遂）の場合であっても、取引の相手方に疑いがあると判断した場合には、「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 当局より示されている「疑わしい取引の参考事例」は判断基準として示されているもので、形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない（届出対象とはならない）。一方、これに該当しない取引であっても、金融機関が知識や経験をもとに疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金または小切手による入出金の総額が多額である場合は、「疑わしい取引の届出」の対象になる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは届出を行ったことを取

引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。したがって、(5)の記述は正しい。

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

問 7 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、顧客との間で金融業務に係る取引を行う場合、ただちに当該取引の記録を作成するとともに、その取引が行われた日から5年間保存しなければならない。
- (2) 「高リスク取引」に際して、資産および収入の状況についての確認は義務づけられていない。
- (3) 顧客が個人（自然人）の場合の本人特定事項は、氏名、住居、職業の3つである。
- (4) 1回当たりの現金等による100万円を超える取引（入出金、両替取引等）を行う際は、取引時確認が必要である。
- (5) 金融機関は、顧客が特定取引を行う際、取引時確認に応じない場合は取引時確認に応じるまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができるとし、免責規定を設けている。

正解率 89%

正解 (5)

▶ 解説

- (1) 金融機関は、顧客との間で金融業務に係る取引を行う場合、直ちに当該取引の記録を作成するとともに、その取引が行われた日から7年間保存しなければならない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 「高リスク取引」の際、取引の価額が200万円を超える財産の移転を伴う

場合には、資産および収入の状況も確認することが義務づけられている。したがって、(2)の記述は誤りである。

- (3) 顧客が個人（自然人）の場合、確認しなければならない本人特定事項は、①氏名、②住居、③生年月日の3つである。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 1回当たりの現金等による200万円を超える取引（入出金、両替取引等）を行う際は、取引時確認が必要である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 金融機関は、顧客が特定取引を行う際、取引時確認に応じない場合は、取引時確認に応じるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けている。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

## 貯金取引の法的性質

**問 8** 貯金取引の法的性質について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金債権は、債権者（貯金者）を特定している指名債権である。
- (2) 貯金取引の際に貯金通帳や貯金証書を作成・交付・記帳する理由の一つは、貯金債権という債権の存在を証拠だてるためである。
- (3) 貯金契約は、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があってはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。
- (4) 貯金契約は、貯金者から預かった金銭を保管・運用し、約定の返還期限が到来したとき、貯金者からの請求によって同額の金銭を返還する金銭消費貸借契約である。
- (5) 貯金規定では、証券類であっても、ただちに取立ができないものは貯金として受入れられないと定められている。

正解率 58%

正解 (4)

--	--

### 解説

- (1) 貯金債権は、債権者（貯金者）を特定している債権であるので、指名債権である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 貯金取引の際に貯金通帳や貯金証書を作成・交付・記帳する理由の一つは、貯金債権という債権の存在を証拠だてるためである。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 貯金契約は、金銭等を「預けたい」、「預かりましょう」という合意（申込と承諾）だけでは成立せず、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があってはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金契約は、貯金者から預かった金銭を保管・運用し、約定の返還時期が到来したとき、貯金者からの請求によって同額の金銭を返還する「金銭消費寄託契約」である。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 貯金規定では、証券類であっても、ただちに取立ができないものは貯金として受入れられないと定められている。この場合は、代金取立手形として取り扱う。したがって、(5)の記述は正しい。

## 貯金債権の発生(貯金契約の成立)および貯金債権の消滅

**問 9** 貯金債権の発生(貯金契約の成立)および貯金債権の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい(なお、貯金の成立時期の解釈については、判例や金融機関の実務における一般的な解釈によるものとする)。

- (1) 顧客がATMにより貯金の預入を行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときが、貯金契約成立の時点と解される。
- (2) 貯金債権の消滅原因は、貯金の払戻し以外にはない。
- (3) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、テラーが実際に現金を受取り、確認、受領したときに貯金契約が成立する。
- (4) 貯金が他勘定から振替入金の場合は振替記帳したときに、振込については、貯金者の元帳に入金記帳したときに貯金契約が成立する。
- (5) 「過振り」は金融機関の義務ではなく、金融機関の裁量に基づく例外的な「一時立替払い」であり、回収不能になれば組合が損害を受けることになる。

正解率 82%

正解 (2)

### 解説

- (1) 顧客がATMにより貯金の預入を行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときが、貯金契約成立の時点と解されている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 貯金の払戻しは弁済であり、貯金債権の消滅原因の最も普通のものであるが、そのほかにも、相殺、更改、免除などによっても消滅する。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の

正解である。

- (3) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、テラーが実際に現金を受取り、確認、受領したときに貯金契約が成立する。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金が他勘定から振替入金の場合は振替記帳したときに、振込については、貯金者の元帳に入金記帳したときに貯金契約が成立すると解されている。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 「過振り」は金融機関の義務ではなく、あくまでも金融機関の裁量に基づく例外的な「一時立替払い」であり、回収不能になれば組合が損害を受けることになるので慎重な取扱いが必要である。したがって、(5)の記述は正しい。

## 貯金受入時の留意事項

**問 10** 貯金の受入時の留意事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人の誤依頼により、仕向店が一度取組んだ振込を取消し(組戻し)する場合、受取人口座に入金・記帳後であっても、受取人の承諾を得ずに組戻すことができる。
- (2) 証券類を受入れる場合において、裏書を要する手形・小切手については、その裏書が連続していることを確認する。
- (3) 口座相違によって他人の貯金口座に入金記帳した場合は、その者が貯金債権を取得することにはならない。
- (4) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、金融機関は損害賠償の責任を負うことがある。
- (5) 引受のない為替手形、付帯物件付の荷為替手形は、貯金として受入れることが



できない。

正解率 92%

正解 (1)



▶解説

- (1) 振込の組戻しは、受取人口座に入金・記帳される以前であれば、受取人の承諾がなくても行うことができるが、いったん受取人口座に入金・記帳後は預金契約が成立し（判例）、振込に関する委任契約は終了するので、受取人の承諾がなければ組戻すことができない。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 証券類を受入れる場合において、裏書を要する手形・小切手については、その裏書が連続していることを確認する必要がある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 貯金契約は、金融機関と貯金者が貯金について合意のうえ、金銭等を授受したときに成立するもので、口座相違によって他人の貯金口座に入金記帳しても、その者が貯金債権を取得することにはならない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、金融機関は損害賠償の責任を負うことがある。金融機関の実務としては、速やかに入金先に事情を説明して入金取消しを行うとともに、このようなミスが再発しないようにすることが大切である。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 貯金として受入れることができるものは、取立に条件がなく、特別の手続を要しないことが必要で、引受のない為替手形、付帯物件付の荷為替手形は貯金として受入れることができない。したがって、(5)の記述は正しい。

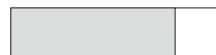
## 貯金払戻し時の留意事項)

問 11 貯金払戻し時の留意事項について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、担当者の判断で所定の代筆の手続をとっても問題はない。
- (2) 事故届（喪失届）が出ているにもかかわらず、これを無視し、あるいは気づかずに払戻しをした場合、免責約款や民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定により免責される。
- (3) 判例によれば、金融機関が女性名義貯金を男性に支払った場合は、一般的には本人の意思を受けて払戻請求に来る場合が多いので、通帳と届出印の提出があり、解約理由その他とくに疑う事情がなければ、当該払戻しは有効であるとされている。
- (4) 貯金規定では、押捺の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、同一印章によるものと相違ないと認めて取扱ったときは、その印章が偽造、変造であった場合、そのために生じた損害は組合が責任を負うこととしている。
- (5) 無通帳の場合、貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確である場合は、担当者の判断で貯金の払戻しに応じてよい。

正解率 78%

正解 (3)



▶解説

- (1) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、役席者の判断のもとに、所定の代筆の手続をとっても問題はない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 事故届（喪失届）が出ているにもかかわらず、これを無視し、あるいは気づかずに払戻しをした場合には、免責約款や民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定による免責は受けられない。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 判例によれば、金融機関が女性名義貯金を男性に支払った場合は、一般的には本人の意思を受けて払戻請求に来る場合が多いので、通帳と届出印の提出があり、解約理由その他とくに疑う事情がなければ（善意・無過失）、当該払戻しは有効であるとされている。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 貯金規定では、押捺の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合して、同一印章によるものと相違ないと認め取扱ったときは、印章の偽造・変造その他の事故があった場合においてもそのために生じた損害については責任を負わない旨を規定している。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 無通帳の場合、貯金規定に反する取扱いであり、免責約款の適用もないので、貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確である場合に限って、上司の承認を受けて、「無通帳払戻し」をするこ

とができる。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 貯金取引における諸届

問 12 貯金取引における諸届について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 婚姻や養子縁組により氏名の変更があった場合、届出印を押印した氏名変更届と新印鑑届を徴求し、あわせて戸籍謄本（抄本）等を提出してもらい事実確認を行って関係帳票類の変更を行う。
- (2) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出ることを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことによって生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。
- (3) 通帳や証書を再発行した場合、通帳・証書には「再発行」と表示するが、これは喪失した通帳・証書が発見されたとき、旧通帳・証書と区別するためである。
- (4) 諸届を受理した後で、もしその変更内容どおりの処理をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。
- (5) 電話でキャッシュカード喪失の連絡を受けたときは、文書による喪失届を受理した後で支払停止の措置をとればよい。

正解率 98%

正解 (5)

### 解説

- (1) 婚姻や養子縁組により氏名の変更があった場合、貯金者本人は変わらずに姓だけ変わるので、旧届出印による氏名変更届と新印鑑届の提出を受けて、あわせて戸籍謄本（抄本）等を提出してもらい事実確認を行って関係帳票類の変更を行う。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 届出事項の変更, 印章・通帳・証書の喪失時は, 遅滞なく金融機関に届出ることを貯金者に義務づけており, 届出を怠ったことによって生じた損害については, 金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。したがって, (2)の記述は正しい。
- (3) 通帳や証書を再発行した場合, 通帳・証書には「再発行」と表示するが, これは喪失した通帳・証書が発見されたとき, 旧通帳・証書と区別するためである。したがって, (3)の記述は正しい。
- (4) 諸届を受理した後で, もしその変更内容どおりの処理等をしないために損害が発生すれば, 金融機関の責任になる。諸届を受理したら直ちに関係の係にも連絡し, 元帳や印鑑届にその旨を記録する必要がある。したがって, (4)の記述は正しい。
- (5) 電話でキャッシュカードを喪失した旨の申出があった場合は, 直ちに支払停止の措置をとることが特に大切で, その後できるだけ早く「文書による喪失届」を提出してもらう必要がある。したがって, (5)の記述は誤りであり, これが本問の正解である。

## 貯金保険制度)

問 13) 貯金保険制度について, 誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金保険制度とは, 組合などの経営が破綻し, 貯金等の払い戻しができなくなった場合に, 貯金者を直接・間接に保護する制度のことである。
- (2) 外貨預金と譲渡性貯金は, 貯金保険制度の保護の対象外である。

- (3) 金融機関が破たん前に顧客から振込の依頼は受けているものの, 顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は, 全額保護される。
- (4) 貯金保険制度で全額保護される決済用貯金とは, 「無利息, 要求払い, 決済サービスを提供できること」の3要件を満たすものである。
- (5) 決済用貯金以外の保護対象貯金等は, 1金融機関1人あたり, 合算して元本1,000万円までであり, その利息等は保護されない。

正解率 78%

正解 (5)

--	--

### ▶解説

- (1) 貯金保険制度とは, 組合などの経営が破たんし, 貯金等の払い戻しができなくなった場合に, 貯金者を直接・間接に保護する制度のことである。したがって, (1)の記述は正しい。
- (2) 外貨預金と譲渡性貯金は, 貯金保険制度の保護の対象外であり, 破たん組合の財産の状況に応じて支払われる。したがって, (2)の記述は正しい。
- (3) 金融機関が破たん前に顧客から振込の依頼は受けているものの, 顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は, 決済債務として全額保護される。したがって, (3)の記述は正しい。
- (4) 貯金保険制度で全額保護される決済用貯金とは, 「①無利息, ②要求払い, ③決済サービスを提供できること」の3要件のすべてを満たすものであり, 例えば, 当座貯金や普通貯金無利息型(決済用)が該当する。したがって, (4)の記述は正しい。

(5) 決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護される。なお、元本1,000万円を超える部分および保険対象外の貯金等ならびにこれらの利息等については、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われる。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

### 偽造カード及び盗難カード等に関する貯金者保護

問 14 偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失（重過失を除く）があることを金融機関が証明した場合は、金融機関の補てん対象額は5分の3に軽減される。
- (2) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の30日前の日以降になされた払戻しに係る損害額の補てんを金融機関に請求できる。
- (3) 盗難通帳の場合において、届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合、「預貯金者の重大な過失となりうる場合」に該当する。
- (4) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合、金融機関に対する通知が通帳の盗難から2年を経過する日後になされたときでも、金融機関に補てん請求することができる。

(5) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記したものが盗まれ、そのキャッシュカードを使ってATMで払い戻されて受けた損害も補てんされる。

正解率 61%

正解 (2)

--	--

### ▶ 解説

- (1) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失（重過失を除く）があることを金融機関が証明した場合は、金融機関は補てん対象額の4分の3に相当する金額の補てんに軽減される。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の30日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額の補てんを金融機関に請求できる。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 盗難通帳の場合において、届出印の印影が押捺された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合、「預貯金者の過失となりうる場合」に該当する。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合、金融機関に対する通知が通帳の盗難から2年を経過する日後になされたときは、金融機関に補てん請求することができる。したがって、(4)の記述は誤

りである。

- (5) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記したものが盗まれ、そのキャッシュカードを使ってATMで払い戻された場合、「本人の重大な過失となりうる場合」に該当し、補てん請求は認められない。したがって、(5)の記述は誤りである。

### 金融商品販売法、金融商品取引法および消費者契約法

**問 15** 金融商品販売法、金融商品取引法および消費者契約法について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、金融庁に申請・登録した業者でないと業務を行うことができない。
- (2) 金融商品販売法で対象となる金融商品は債券、株式、投資信託などの価格変動リスクのある商品で、預貯金、定期積金は対象外である。
- (3) 契約の中に、事業者が無限定な免責や過大な損害賠償など消費者の利益を一方的に害する条項があれば、消費者契約法によってその条項は無効とされている。
- (4) 金融商品販売業者は、販売契約締結後、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を顧客に説明しなければならない。
- (5) 金融商品販売法に定められている主要な点は、重要事項に関する説明義務、勧誘方針の公表の2点である。

正解率 61%

正解 (3)



#### 解説

- (1) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、

内閣総理大臣に申請・登録した業者でないと業務を行うことができなくなった。したがって、(1)の記述は誤りである。

- (2) 金融商品販売法で対象となる金融商品は債券、株式、投資信託などの価格変動リスクのある商品の他、預貯金、定期積金など幅広い金融商品が対象になっている。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 契約の中に、事業者が無限定な免責や過大な損害賠償など消費者の利益を一方的に害する条項があれば、消費者契約法によってその条項は無効とされている。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 金融商品販売業者は、販売が行われるまでの間に顧客に対して、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を説明しなければならない。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 金融商品販売法に定められている主要な点は、①重要事項に関する説明義務、②損害賠償の請求、③勧誘方針の公表の3点である。したがって、(5)の記述は誤りである。

### 個人情報保護および貯金取引における守秘義務

**問 16** 個人情報保護および貯金取引における守秘義務について、誤っているものを1つ選びなさい

- (1) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で、個人の機微情報については、法令等に基づく場合など一定の例外を除いて、取得・利用・第三者提



供をすることは禁じられている。

- (2) 「氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報」は、個人情報保護法における個人情報に該当する。
- (3) 金融機関の守秘義務は、法律上明記されているものではないが、信用事業の業務遂行の過程で得た顧客情報は秘匿の義務を負う。
- (4) 組合の貯金業務において取得する個人情報には、貯金口座開設時の口座開設申込書に記載された、氏名、印影、住所、電話番号の特定の個人を識別できる情報などが該当し、貯金残高や取引履歴などの情報は該当しない。
- (5) 全国銀行協会の「自主ルール」では、銀行は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならないと定めている。

正解率 95%

正解 (4)

#### ▶ 解説

- (1) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で、個人の機微情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療、および性生活、犯罪歴といった情報等をいう）については、法令等に基づく場合など一定の例外を除いて、取得・利用・第三者提供をすることは禁じられている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 「氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報は

「個人情報保護法」における個人情報に該当する。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 金融機関の守秘義務は、法律上明記されているものではないが、信用事業の業務遂行の過程で得た顧客情報は秘匿の義務を負う。個人情報保護法と守秘義務は別個独立した規制ではあるが、お互いに緊密に重なるものでもある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 組合の貯金業務において取得する個人情報には、貯金口座開設時の口座開設申込書に記載された、氏名、印影、住所、電話番号等、特定の個人を識別できる情報のほか、貯金残高や取引履歴などの情報も他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できるので、個人情報に該当すると考えられる。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 全国銀行協会の「自主ルール」では、銀行は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならないと定めている。したがって、(5)の記述は正しい。

#### 貯金残高証明書の発行および貯金取引の秘密保持

問 17 貯金残高証明書の発行および貯金取引の秘密保持について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者が死亡したときの相続手続に際し、相続人から提出を求める戸籍謄本や除籍謄本に記載されている「本籍地」（機微情報）は、例外的に取得が認められて

いる。

- (2) 貯金者が死亡し、相続人から残高証明書の発行依頼を受けた場合は、依頼人と取引があるときを除いて、実印による残高証明発行依頼書の提出を受け、印鑑証明書により印鑑照合をする。
- (3) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、債権から債務を差引いて証明してはならない。
- (4) 証明する貯金残高の中に、未決済の他店券残高が含まれているときは、その残高を控除する。
- (5) 組合が貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を問われるおそれもある。

正解率 66%

正解 (4)

--	--

▶ 解説

- (1) 貯金者が死亡したときの相続手続に際し、相続人から提出を求める戸籍謄本や除籍謄本に記載されている「本籍地」(機微情報)は、金融庁が制定したガイドラインによる「相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な場合」に該当するもので、例外的に取得が認められている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 貯金者が死亡し、相続人から残高証明書の発行依頼を受けた場合は、依頼人と取引があるときを除いて、実印による残高証明発行依頼書の提出を受け、印鑑証明書により印鑑照合をする。したがって、(2)に記述は正しい。
- (3) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、一つの口座であるからといって、債権から債務を差

引いて証明してはならない。貸越となっている場合は、「普通貯金」(残高0とする)と「定期貯金」の二つの勘定の残高証明と「当座貸越」勘定の残高証明の2種類に分けて発行する必要がある。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 証明する貯金残高の中に、未決済の他店券残高が含まれているときは、未決済の他店券は貯金としてまだ成立していないので、「うち未決済他店券残高〇〇円」などと内書きする。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 組合が貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を問われるおそれもある。もし誤った残高証明書を発行したことによって第三者に損害を及ぼした場合にも、組合は損害賠償の責任を負わされることがある。したがって、(5)の記述は正しい。

源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度

問 18) 源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一般財形貯蓄は、預入日から1年間はお出しや譲渡ができない。
- (2) 預貯金の利子、公社債の利子、定期積金または相互掛金の給付補てん金は、所得税法上の利子所得にあたる。
- (3) 特定の所得について他の所得と総合しないで、その所得だけを切り離して所得課税額を計算する分離課税制度は、税率の累進性が緩和されるため、一般に高額所得者に有利になる。

- (4) 国税を天引徴収することを源泉徴収といい、地方税を天引徴収することを特別徴収という。
- (5) 財形住宅貯蓄は、1人1契約に限定され、5年以上の定期的給与天引積立契約が必要である。

正解率 56%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (1) 一般財形貯蓄は、預入日から1年間は払出しや譲渡ができない。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 預貯金の利子、公社債の利子は所得税法上の利子所得にあたるが、定期積金または相互掛金の給付補てん金は、所得税法上の利子所得に該当せず雑所得となる。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 特定の所得について他の所得と総合しないで、その所得だけを切り離して所得課税額を計算する分離課税制度は、税率の累進性が緩和されるので、一般に高額所得者に有利になる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 国税を天引徴収することを源泉徴収といい、地方税を天引徴収することを特別徴収といって、両者を区別して呼称している。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 財形住宅貯蓄は、1人1契約に限定され、5年以上の定期的給与天引積立契約が必要である。したがって、(5)の記述は正しい。

## マイナンバー（個人番号）制度

問 19 マイナンバー（個人番号）制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マイナンバーは、社会保障、税、災害対策分野の手続のために行政機関に提供する場合を除き、むやみに他人に見せることはできない。
- (2) マイナンバーは、住民票を有するすべての国民に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定し、原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。
- (3) 法人番号は一法人に対し一番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されない。
- (4) 個人番号カードは、顔写真のついたカードであり、身分証明書としても使用でき、個人番号カードの交付を受けると通知カードは不要となるが、通知カードは引き続きその本人が保管する。
- (5) 法人番号自体には、マイナンバー（個人番号）と異なり利用範囲の制約がないため、だれでも自由に利用できる。

正解率 35%

正解 (4)

--	--

▶解説

- (1) マイナンバーは、社会保障、税、災害対策分野の手続のために行政機関に提供する場合を除き、むやみに他人に見せることはできない。具体的には、年金、雇用保険、医療保険の手続や生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続で申告書などにマイナンバーの記載が求められることになる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) マイナンバーは、住民票を有する全

ての国民に対して、1人1番号のマイナンバー（数字のみで構成される12桁の番号）を住所地の市町村長が指定する。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 法人番号は一人法人に対し一番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 個人番号カードは、現在の住民基本台帳カードと同様、顔写真のついたカードであり、番号法に基づく本人確認を1枚で行うことができ、身分証明書としても使用できる。個人番号カードの交付を受けると通知カードは不要となるので、交付時に市区町村に返納する。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 法人番号自体には、マイナンバー（個人番号）と異なり利用範囲の制限がないので、だれでも自由に利用できる。したがって、(5)の記述は正しい。

**少額投資非課税制度(NISA)・未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)**

**問 20** 少額投資非課税制度 (NISA)・未成年者少額投資非課税制度 (ジュニアNISA) について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管するか、特定口座や一般口座に移管することができる。
- (2) 上場株式等の配当等は、非課税口座を開設する金融機関を経由して交付されるものに限られ、また、非課税口座で発生

した譲渡損失と、特定口座や一般口座での譲渡益との損益通算することや、その損失を繰越控除することはできない。

- (3) 非課税口座の開設者が死亡したとき、その相続人は特段の手続をとる必要はない。
- (4) ジュニアNISAの未成年者口座については、NISAの非課税口座と異なり、非課税管理勘定の年分ごとに他の金融機関に変更することはできない。
- (5) 非課税口座内に受入れることができる上場株式等は、平成28年1月からは年間120万円まで、非課税期間は非課税口座内に設けられた非課税管理勘定ごとに最長5年間である。

正解率 76%

**正解 (3)**

--	--

**解説**

- (1) 非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、①同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管するか、②特定口座や一般口座に移管することができる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 上場株式等の配当等は、非課税口座を開設する金融機関を経由して交付されるものに限られ、また、非課税口座で発生した譲渡損失と、特定口座や一般口座での譲渡益との損益通算することや、その損失を繰越控除することはできない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 非課税口座の開設者が死亡したときは、その者の相続人は、その開設者が死亡したことを知った日以後遅滞なく、「非課税口座開設者死亡届出書」をその非課税口座が開設されている金

融機関に提出しなければならない。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (4) ジュニアNISAの未成年者口座については、NISAの非課税口座と異なり、非課税管理勘定の年分ごとに他の金融機関に変更することはできない。他の金融機関で新たに未成年者口座を開設したい場合には、既に開設された未成年者口座を廃止する必要がある。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 非課税口座内に受入れることができる上場株式等は、平成28年1月からは年間120万円まで、非課税期間は非課税口座内に設けられた非課税管理勘定ごとに最長5年間である。したがって、(5)の記述は正しい。

## ● 流動性貯金・総合口座

### 普通貯金の口座開設、受入・払戻し等

**問 21** 普通貯金の口座開設、受入・払戻し等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 通称や屋号などで行う貯金取引は、「犯罪収益移転防止法施行規則」により禁止されている。
- (2) 窓口において現金で払戻す場合には、番号札（合札）の確認と同時に、請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であるが、顔見知りの顧客に対しては番号札の使用を省略しても差し支えない。
- (3) 貯金口座の残高不足によって口座振替処理が不能になったとき、金融機関は貯金者にその旨を通知する義務がある。
- (4) 普通貯金は要求払貯金であり、その法的性質は、返還時期の定めのない消費貸借契約と解されている。

- (5) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は、謝絶しなければならない。

正解率 72%

正解 (5)

--	--

### ▶ 解説

- (1) 通称や屋号などで行う貯金取引は、本人名義にしてもらうか、通称等を使用することの書類（顧客の申し出等）の提出を受ける。犯罪収益移転防止法施行規則では合理的理由があつて通称や屋号付名義で口座を開設するときは、確認記録に、本人特定事項、使用する通称等やそれを使用する理由を記載することになっており、禁止されているものではない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 窓口において現金で払戻す場合には、番号札（合札）の確認と同時に、請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であり、顔見知りの顧客にも番号札（合札）の使用を省略してはならない。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 口座振替依頼書には「貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えない」旨が記載されており、残高不足によって口座振替処理が不能になったとき、金融機関は貯金者にその旨を通知する義務はないと解される。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 普通貯金は預入れや払戻しが自由に行える要求払貯金であり、法的性質は、返還時期の定めのない消費寄託契約と



解されている。したがって、(4)の記述は誤りである。

(5) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は、謝絶しなければならない。これは、金融機関が線引小切手を受入れる相手方を自己の取引先または他の銀行のみに制限している小切手法の規定に違反するからである。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

## 普通貯金の利息計算

問 22 普通貯金の利息計算について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金の決算利息は、当初預入日または前期の決算日の翌日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。
- (2) 他店券入金の場合は、他店券が決済された日（手形交換の場合は手形交換日）から利息を付ける。
- (3) 普通貯金規定により、利息を付ける最低残高は1,000円以上と定められており、各金融機関は付利最低残高を自由に定めることはできない。
- (4) 利息計算期間の日数の数え方は、預入日から払戻日（または解約日）の前日までである。
- (5) 利息計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てることになっている。

正解率 68%

正解 (3)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

### ▶ 解説

(1) 普通貯金の決算利息は、当初預入日または前期の決算日の翌日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高につ

いて計算されたものである。したがって、(1)の記述は正しい。

(2) 他店券入金の場合は、他店券が決済された日（手形交換の場合は手形交換日）から利息を付ける。ただし、他店券の払戻可能日（不渡返還時限経過後その決済を確認した日）と付利日（交換日）との違いに注意することが必要である。したがって、(2)の記述は正しい。

(3) 普通貯金規定により、普通貯金の利息を付ける最低残高は1,000円以上が一般的であるが、各金融機関は付利最低残高を自由に定めることができる。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

(4) 利息計算期間の日数の数え方は、預入日から払戻日（または解約日）の前日までである。したがって、(4)の記述は正しい。

(5) 利息計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てる。これは、すべての貯金利息計算や利子所得税計算に共通したルールとなっている。したがって、(5)の記述は正しい。

## 貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金

問 23 貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金は、普通貯金と異なり、公共料金等の自動支払いや給与・年金等の自動受取りの口座として利用することはできない。
- (2) 通知貯金とは、一定以上の金額を一定

の据置期間以上預け入れ、払戻すときには一定期間前までに払戻予告することを条件として預入する貯金のことをいう。

- (3) 納税準備貯金の払戻しは、原則として貯金者の納税に限られ、それ以外に払戻しができるのは、災害その他やむをえない事情があり、かつ金融機関が払戻しを認めたときである。
- (4) 別段貯金は特約がない限り、利息を付けない。
- (5) 納税準備貯金は、利子に所得税が課せられず、納税準備貯金通帳に印紙税も課せられない。

正解率 51%

正解 (3)

--	--

#### ▶ 解説

- (1) 貯蓄貯金は、従来の普通貯金のなかに混在していた「決済機能はないが、短期運用するための貯蓄性資金」を分類して、これに相応の金利水準を与える目的で創設された貯金である。そのため、普通貯金と異なり、公共料金等の自動支払いや給与・年金等の自動受取りの口座として利用することはできない。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 通知貯金とは、一定以上の金額を一定の据置期間以上預入れ、払戻すときには一定期間前までに払戻予告することを条件として預入する貯金のことをいう。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 納税準備貯金の払戻しは、原則として貯金者とその同居の親族の納税（直接納付する国税と地方税）に限られる。それ以外に払戻しができるのは、災害その他やむをえない事情があり、かつ金融機関が払戻しを認めたときである。したがって、(3)の記述は誤りである。

り、これが本問の正解である。

- (4) 別段貯金は、金融機関取引に付随して発生した未決済、未整理の一時的保管金その他の預り金であり、特約のない限り預入期限の定めもなく、貯金の性質上利息を付けないのが一般的である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 納税準備貯金は、利子に所得税が課せられず、納税準備貯金通帳に印紙税も課せられない（組合の作成する貯金通帳は納税準備貯金に限らず非課税となっている）。したがって、(5)の記述は正しい。

## 総 合 口 座

問 24 総合口座について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越金の定期貯金に対する担保設定の順序は、利率の低い順、かつ同利率のものがある場合は預入日の早い順に行われ、返済の場合の順序は貸越の順序と逆になり、貸越利率の高いものから先に返済に充当する。
- (2) 総合口座にセットする定期貯金と総合口座の普通貯金との名義は、同一でなければならない。
- (3) 総合口座の貸越極度額は、「預入した定期貯金の合計額の80%、または組合所定の貸越極度上限額（300万円としている金融機関が多い）のうち、いずれか少ない金額」としているのが一般的である。
- (4) 総合口座の開設は、実在の成年者個人、一人につき1口座に限定されているが、これはとくに法令上の制限があるからではなく、商品の性格によるものである。
- (5) 総合口座にセットする定期貯金は自動継続扱のものに限られ、これは総合口座の貸越取引には期限を定めていないので、反復して継続利用してもらうためである。

正解率 86%

正解 (3)

▶解説

- (1) 当座貸越金の定期貯金に対する担保設定の順序は、利率の低い順、かつ同利率のものがある場合は預入日（継続されたときはその継続日）の早い順に行われ、返済の場合の順序は貸越の順序と逆になり、貸越利率の高いものから先に返済に充当し、顧客の金利負担を軽くするように規定で定めている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 総合口座にセットする定期貯金と、総合口座の普通貯金との名義は同一でなければならない。第三者名義の定期貯金を貸越金の担保にしないのは、第三者による担保差入の手続が別途に必要となり、非常に複雑になるからである。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 総合口座の貸越極度額は、「預入した定期貯金の合計額の90%、または組合所定の貸越極度上限額（200万円としている金融機関が多い）のうち、いずれか少ない金額」としているのが一般的である。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 総合口座の開設は、実在の成年者個人、一人につき1口座に限定されているが、これはとくに法令上の制限があるからではなく、もっぱら商品の性格からきているもので、各金融機関は内規で定めている。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 総合口座にセットする定期貯金は自

動継続扱のものに限られる。これは、総合口座の貸越取引には期限を定めていないので、反復して継続利用してもらうためにこのような要件を設けている。なお、定期貯金の満期日に、その満期金で貸越金を返済したいときは、満期日までにその旨を申し出る必要がある。したがって、(5)の記述は正しい。

当座貯金(当座勘定取引契約)

問 25 当座貯金(当座勘定取引契約)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためである。
- (2) 当座勘定取引契約は諾成契約であり、最初の入金がなくとも契約は成立するため、最初の入金がなくとも、小切手用紙・手形用紙を交付してもよい。
- (3) 小切手の支払委託契約により、組合は、振出人である取引先および小切手の所持人に対し小切手金額の支払義務を負う。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受け、満3年が経過していない者とは取引ができない。
- (5) 本人または代表者以外の者が代理人として当座勘定取引を行い、手形・小切手を振出す場合は、代理人から代理人関係届と代理人の印鑑の届出を受ける。

正解率 60%

正解 (1)

▶解説

- (1) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のため

であり、金融機関が一般社会に対して負う道義的責任ともいえる。したがって、(1)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (2) 当座勘定取引契約は諾成契約であり、最初の入金がなくても契約は成立する。しかし、最初の入金もないのに小切手用紙・手形用紙を交付するのは好ましくないし、契約成立の時点も不明確となるため、実務上は最初の入金によって口座を開設し、その日を契約日とする。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 小切手の支払委託契約により、組合は、振出人である取引先に対し小切手金額の支払義務を負うものであり、小切手の所持人に対しては支払義務はない。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受け、満2年が経過していない者とは取引ができない。過去における手形・小切手の事故は、個人信用情報センター等に照会して確認する。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 本人または代表者以外の者が代理人として当座勘定取引を行い、手形・小切手を振出す場合は、本人から代理人関係届と代理人の印鑑の届出を受ける。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 当座貸越と過振り

問 26 当座貸越と過振りについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 取引先の信用状況が不良であるために行う当座貸越契約の強制解約は、解約通知を発信したときにその効力が生じる。
- (2) 当座貸越取引は、定期貯金担保を要件とせず、一般貸出と同様のリスクを負うため、一般貸出と同じように信用調査などを厳格に行う必要がある。
- (3) 当座貸越取引は、取引先の支払資金が不足したときに自動的に貸出が行われ、他方、当座貯金に入金があれば自動的に貸越金の返済に充当されるため、金融機関にとって事務負担は軽く、貸出利率は他の貸出に比べ若干低い利率になっていることが一般的である。
- (4) 過振りは、金融機関の義務ではなく金融機関の裁量に基づく例外的な取扱いで、万一、回収不能になった場合は、取引先が損害を負う。
- (5) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという支払委託契約であるとするのが通説である。

正解率 49%

正解 (2)



### ▶ 解説

- (1) 取引先の信用状況が不良であるために行う当座貸越契約の強制解約は、解約通知が配達証明付の内容証明郵便で相手方に到達した時にはじめて効力が生じる。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 当座貸越取引は、定期貯金担保を要件とせず、一般貸出と同様のリスクを負うので、一般貸出と同じように信用調査などを厳格に行い、貸越極度額、利率、担保、保証などを決定する必要がある。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (3) 当座貸越は、金融機関にとっては、貸出や回収の資金計画が立てにくく、事務手続も煩雑で債権管理に相当な注意が必要であり、貸出利率は他の貸出に比べ若干高率になっているのが一般的である。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 過振りは、金融機関の義務ではなく、あくまでも金融機関の裁量に基づく例外的な取扱いであり、万一、回収不能になれば組合が損害を負うので、慎重に取扱うことが必要である。過振りの法的性質は、支払委託を受けて行う「委任事務の処理」の一部であるとする説が一般的である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという条件の付いた消費貸借の予約であるとするのが通説である。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 当座勘定取引の解約

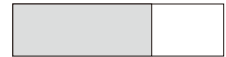
**問 27** 当座勘定取引の解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取引先が恒常的に他店券過振り等を強要する場合や、支払資金の預入が再三にわたって遅延する場合は、信用状況が不良な取引先として強制解約することができる。
- (2) 組合は当座勘定取引の解約と同時に未使用の小切手用紙や手形用紙を回収する義務があり、取引先にも返還義務があることを当座勘定規定において定めている。
- (3) 取引終了後に呈示された小切手・手形については、原則として「取引なし」の理由で不渡返還する。

- (4) 当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。
- (5) 手形交換所の取引停止処分に伴う解約の場合は、組合は解約通知を発信しなくても解約の効力が生じる。

正解率 66%

正解 (5)



### 解説

- (1) 取引先が恒常的に他店券過振り等を強要する場合や、支払資金の預入が再三にわたって遅延する場合は、信用状況が不良な取引先として強制解約することができる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 組合は当座勘定取引の解約と同時に未使用の小切手用紙や手形用紙を回収する義務があり、取引先にも返還義務があることを当座勘定規定において定めている。「組合に回収義務があり、相当の回収努力をしたにもかかわらず回収できなかったときは免責される」という判例があり、回収努力のてん末を詳細に記録しておく必要がある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 取引終了後に呈示された小切手・手形については、原則として「取引なし」の理由で不渡返還する。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 当座貸越契約は、当座勘定取引を前提とするものであり、当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 取引停止処分に伴う解約の場合は、手形交換所から処分通知を受けた日に



加盟金融機関は強制解約を行うことが必要なので、当座勘定規定では、組合が解約通知を発信したときに解約の効力が生じる旨を特約している。このように、取引停止処分に伴う強制解約に限って、到達主義の例外として発信した時に直ちに解約の効力が生じるように定めてある。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

## ㊦ 定期貯金・定期積金・国債の窓販等

### 定期貯金の商品概要や受入れ

問 28 定期貯金の商品概要や受入れについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期貯金を他店券で受入れることができるのは、ただちに取立ができるものに限られる。
- (2) 現金と他店券を一緒に受入れる場合は、利息計算期間、満期日の設定、不渡時の対応等に問題が生ずるので、現金と他店券の金額に分けて定期貯金を取組むことになる。
- (3) いったん預入された定期貯金の満期日は、変更することができない。
- (4) 定期貯金の満期日は、預入した月から暦に従って月数を数え、該当する月の預入日に相当する日としているが、応当日が休日の場合はその翌日が満期日となる。
- (5) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から1か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質が「確定期限付金銭消費寄託契約」であることに特色がある。

正解率 63%

正解 (4)

--	--

▶ 解説

(1) 定期貯金を他店券で受入れることができるのは、直ちに取立ができるものに限られる。直ちに取立のできない他店券は「代金取立」の方法で取立て、その代り金を口座振替等によって定期貯金に受入れることになる。したがって、(1)の記述は正しい。

(2) 現金と他店券を一緒に受入れる場合は、利息計算期間、満期日の設定、不渡時の対応等に問題が生ずるので、現金と他店券の金額に分けて定期貯金を取組むことになる。したがって、(2)の記述は正しい。

(3) いったん預入された定期貯金の満期日は変更することができない。満期日の変更は、民法上は貯金契約の内容変更であるため当事者の合意があれば可能である。しかし、定期貯金は満期日まで払戻しができない点に特徴があり、金融機関もこの期間中は安心して資金運用ができることから、金利も高く設定している。もし満期日を貯金者の意思で自由に変更されると、この特徴が失われるからである。したがって、(3)の記述は正しい。

(4) 定期貯金の満期日は、預入した月から暦にしたがって月数を数え、該当する月の預入日に相当する日としており、応当日が休日の場合でも、その日を満期日としている。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

(5) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から1か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質が「確定期限付金銭消費寄託契約」であることに特色があ

る。したがって、(5)の記述は正しい。

## 定期貯金の書替継続

問 29 定期貯金の書替継続について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 自動継続定期貯金については、当初預入時に定期貯金の自動継続の意思を確認していることから、以降、預入期間満了ごとに当該定期貯金を継続するかどうかの確認は必要ないとされている。
- (2) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかであり、継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶ。
- (3) 起算日扱いによる書替継続は定期貯金契約に反するため、満期日が休日の場合でも取扱を避けるべきである。
- (4) 増額書替継続は、利息の一部または全部を元金に組入れて継続する方法である。
- (5) 2口以上の定期貯金を1口にして継続したり、1口の定期貯金を2口以上に分割して継続したりすることはできない。

正解率 69%

正解 (2)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

### 解説

- (1) 自動継続定期貯金の場合には、預入期間満了ごとに継続するかどうかの判断の機会を貯金者に与えることが望ましく、満期日の前には貯金者に対して継続可否の確認通知を行うようにしている。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかであり、継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶことになる。したがって、(2)の記述は正しく、

これが本問の正解である。

- (3) 定期貯金を満期日経過後に書替継続する「起算日扱いによる書替継続」は、書替後の定期貯金の実質的な預入期間は、契約上の期間から遡及日数を差引いた期間となり、期間を定めて所定金利を付けるという定期貯金契約に反するため避けるべきである。ただし、満期日が休日の場合など「真にやむをえない」とときには、「数日間」に限り起算日扱の書替継続を行っている。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 増額書替継続は、元利金に現金、あるいは他貯金口座等からの振替等によって、増額して継続する方法である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 2口以上の定期貯金を1口にして継続したり、1口の定期貯金を2口以上に分割して継続したりすることはできない。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 定期貯金の中途解約

問 30 定期貯金の中途解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当事者の約定に基づいて行う相殺を「法定相殺」といい、民法の規定に従って行う相殺を「約定相殺」という。
- (2) 中途解約に応じることは、金融機関の任意であることと不正入手者から貯金者を保護する等の理由から、中途解約時の金融機関の注意義務は、満期解約時よりも加重されるというのが判例や通説である。
- (3) 中途解約の場合は、顔見知りで貯金者本人と確認できるような場合のほかは、単に貯金証書と届出印章を持っていると

ということだけで本人と判定せずに、運転免許証などによって確認することも考慮すべきである。

- (4) 組合が農協（漁協）取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していれば、借入債務者が組合に預入している定期貯金等が満期日前であっても、相殺または払戻充当によって貸出金を回収することができる。
- (5) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない。

正解率 70%

正解 (1)

--	--

▶ 解説

- (1) 当事者の約定に基づいて行う相殺を「約定相殺」といい、民法の規定に従って行う相殺を「法定相殺」という。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 中途解約の場合でも、貯金規定の免責条項や、民法478条の「債権の準占有者に対する弁済」の規定は適用される。しかし、中途解約に応じるということは、金融機関の任意であることと、不正入手者から貯金者を保護する等の理由から、中途解約時の金融機関の注意義務は、満期解約時よりも加重されるというのが判例や通説である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 中途解約の場合は、顔見知りで貯金者本人と確認できるような場合のほかは、単に貯金証書と届出印章を持っているということだけで本人と判定せずに、運転免許証などによって確認する

ことも考慮すべきである。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 組合が農協（漁協）取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していれば、借入債務者が組合に預入している定期貯金等が満期日前であっても、相殺または払戻充当によって貸出金を回収することができる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、法律的には金融機関に期限の利益があり、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない。したがって、(5)の記述は正しい。

## 定期貯金の利息計算

問 31 定期貯金の利息計算等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 5月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は11月30日である。
- (2) 預入日が平成28年3月2日（水）で、満期日が同年6月2日（木）とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は92日である。
- (3) 定期貯金の中間利払いは、単利型の定期貯金には適用されているが、複利型の定期貯金には適用されていない。
- (4) 定期貯金の利息計算の結果、利息額に円未満が生じた場合はそれを切上げる。
- (5) 定期貯金の付利単位は1円が一般的であり、各金融機関は付利単位を自由に定めることができる。

正解率 75%

正解 (4)

--	--

▶ 解説

- (1) 満期日の設定方法は、預入した月から暦にしたがって月数を数え、該当する月の預入日に相当する日を満期日とする。相当する日がその月になかった場合は、その月の月末を満期日とするので、5月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は11月30日である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 預入日が平成28年3月2日(水)で、満期日が同年6月2日(木)とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は92日である。貯金規定で、預入期間の日数計算は、預入日から満期日の前日までの日数「片端(入れ)」とし、利息は1年を365日として日割で計算する旨を規定しているのが一般的である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 定期貯金の中間利払いは、単利型の定期貯金には適用されているが、複利型の定期貯金には適用されていない。複利型の場合には、複利計算によって算出した利息を所定の利払日に元金へ組入れるので、現金払いや指定口座への振替払い等を行うことができないからである。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 定期貯金の利息計算の結果、利息額に円未満が生じた場合はそれを切捨てる。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 定期貯金の付利単位は1円が一般的である。付利単位とは、利息計算の基礎となる最小単位であり、各金融機関は自由に定めることができる。したがって、(5)の記述は正しい。

## 各種定期貯金の商品内容

問 32 各種定期貯金の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい(なお、商品内容については金融機関が一般的に取扱っているものとする)。

- (1) 期日指定定期貯金の最長預入期間は、10年が一般的である。
- (2) 積立式定期貯金のエンドレス型は、口座開設時に積立期間や満期日を定めず、預入のつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期間とするエンドレス方式で積立し、必要な時期に必要な金額を払戻することができる。
- (3) 大口定期貯金の預入期間の定め方には「期日指定方式」と「定型方式」があり、「期日指定方式」は預入日に、金融機関があらかじめ定めた期間のなかから期日を選択するものである。
- (4) 変動金利定期貯金の取扱いにおいて、金利の上昇局面では、固定金利型に比べて変動金利型のほうが、金融機関の調達資金の平均的な金利上昇スピードは遅くなる。
- (5) 譲渡性貯金は、均一の条件で不特定多数を対象に、公募といった形で発行することも可能である。

正解率 44%

正解 (2)

--	--

### ▶ 解説

- (1) 期日指定定期貯金の最長預入期間は、3年以内としているところが一般的である。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 積立式定期貯金のエンドレス型は、口座開設時に積立期間や満期日を定めず、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の

応当日を最長預入期間とするエンドレス方式で積立し、必要な時期に必要な金額を払戻すことができる。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (3) 大口定期貯金の預入期間の定め方には「期日指定方式」と「定型方式」があり、「期日指定方式」は預入日に、最低預入期間である1か月以上と金融機関が定める最長預入期限との間で自由に満期日を指定できるものである。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 変動金利定期貯金の取扱いにおいて、金利の上昇局面では、固定金利型に比べて変動金利型の方が、金融機関の調達資金の平均的な金利上昇スピードは速くなる。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 譲渡性貯金は、均一の条件で不特定多数を対象にする募集発行は行わずに、個別の交渉によって発行条件を決める相対発行の方法で行う。系統金融機関向けの総合的な監督指針でも、均一の条件で不特定多数の者に対して、公募といった形で大量に発行されている場合はないか、と注意喚起している。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 定期積金

**問 33** 定期積金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金契約は、民法その他の法律にあげている各種の契約のどれにも属さない無名契約であり、しかも、いろいろの契約要素を持った混合契約であるといわれている。

- (2) 定期積金の給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われ、マル優（少額貯蓄非課税制度）適用は受けられない。
- (3) 定期積金の鮮度比率（積金年齢）は、鮮度比率が低い（積金年齢が若い）ほど将来の資金増加の見込みが低くなる。
- (4) 定期積金は、貯金保険制度の付保対象商品である。
- (5) 定期積金契約は、積金者から掛金が条件どおり払込まれると、金融機関に給付契約金の支払義務が生じるが、掛金の払込が遅れても払込を強制する権利はないので「片務契約」である。

正解率 64%

正解 (3)

--	--

### 解説

- (1) 定期積金契約は、積金者が一定の掛金を払込めば、金融機関は満期日に一定の金額を反対給付として支払うというもので、金銭消費寄託契約ではなく、民法その他の法律にあげている各種の契約のどれにも属さない無名契約であり、しかも、いろいろの契約要素を持った混合契約であるといわれている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 定期積金の給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われ、マル優（少額貯蓄非課税制度）の適用は受けられない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 定期積金の鮮度比率（積金年齢）は、払込掛金残高（積金残高）と給付契約金との比率のことで、 $[\text{積金残高} \div \text{給付契約金}]$ によって求められ、鮮度比率が低い（積金年齢が若い）ほど将来の資金増加の見込みが高くなる。したがって、(3)の記述は誤りであり、これ



が本問の正解である。

- (4) 定期積金は、貯金保険制度の付保対象商品である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 定期積金契約は、積金者から掛金が条件どおり払込まれると、金融機関に給付契約金の支払義務が生じるが、掛金の払込が遅れても、金融機関には払込を強制する権利はないので「片務契約」である。したがって、(5)の記述は正しい。

## 外 貨 預 金

問 34 外貨預金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 外貨預金を預入した時点で1ドル＝106円だった為替レートが解約時に1ドル＝101円になった場合、ドルに対し円が安くなったことを意味し、「円安」あるいは「ドル高」になったという。
- (2) 個人対象の外貨預金は、マル優の取扱いができる。
- (3) 外貨定期預金は、受入日の翌日から満期日までの間、満期解約・自動継続の種類変更が可能である。
- (4) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行われるまでの間に顧客に対して、重要事項の説明が義務づけられている。
- (5) 外貨預金を組む場合に、預入する円資金を米ドル資金に転換するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信買相場（TTB）が用いられる。

正解率 75%

正解 (4)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

▶ 解説

- (1) 外貨預金を預入した時点で1ドル＝106円だった為替レートが解約時に1

ドル＝101円になった場合、ドルに対し円が高くなったことを意味し、「円高」あるいは「ドル安」になったという。したがって、(1)の記述は誤りである。

- (2) 個人対象の外貨預金は、マル優扱いは適用されない。居住者の外貨定期預金利息からは、一律20.315%の利子所得税が源泉徴収される。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 外貨定期預金は、受入日の翌日から満期日の2営業日前までの間、満期解約・自動継続の種類変更が可能である。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行われるまでの間に顧客に対して、市場（価格変動）リスク、信用リスク、権利行使期間・解約期間の制限などの重要事項の説明が義務づけられている。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 外貨預金を組む場合に、預入する円資金を米ドル資金に転換（これをドル転ともいう）するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信売相場（TTS）が用いられる。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 国債および個人向け国債

問 35 国債および個人向け国債について、誤っているものを1つ選びなさい（なお、本問において、個人向け国債の発行期限が3年もの（個人向け国債3年）を「3年もの」、5年もの（個人向け国債5年）を「5年もの」、10年もの（個人向け国債10年）を「10年もの」という）。

- (1) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」は固定金利制、「10年もの」は変動金利制である。
- (2) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」ともに、他の国債と同様、マル優、マル特を利用できる。
- (3) 個人向け国債は、中途換金することができない。
- (4) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、新窓販国債と個人向け国債である。
- (5) 長期国債（10年）の発行にあたってのシ団引受方式は、平成18年度以降廃止された。

正解率 66%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (1) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」は固定金利制、「10年もの」は変動金利制である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」ともに、他の国債と同様、マル優（少額貯蓄非課税制度）・マル特（少額公債非課税制度）を利用できる。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 個人向け国債の中途換金については、農林中金を経由し、日本銀行（国庫整理基金）に売り渡すことで中途換金できる。ただし、個人向け国債は1年間、中途換金できない期間があるため、注意が必要である。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、新窓販国債と個人向け国債である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 長期国債（10年）の発行にあっ

てのシ団引受方式は、平成18年以降廃止された。したがって、(5)の記述は正しい。

## クレジットカードとデビットカード

問 36 クレジットカードとデビットカードについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関のキャッシュカードに買物などの代金を支払う機能を付けたものをデビットカードといい、「利用者口座のある金融機関」がデビットカードサービスをはじめると、手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードになる。
- (2) デビットカードの利用者は、クレジットカードと同じように年会費の負担がかかる。
- (3) クレジットカードが日常生活の決済手段として急拡大しており、クレジットカードの決済口座を獲得することで貯金の歩留まり向上が期待できる。
- (4) JAカードは、一体型カード（クレジットカード機能+ICキャッシュカード機能）を中心に据え、あわせて公共料金のカード決済をセットし、JAカード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。
- (5) クレジットカードの取引は、カード会社、加盟店、カード会員の3者間の取引である。

正解率 76%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (1) 金融機関のキャッシュカードに「買物などの代金を支払う機能」を付けたものをデビットカードといい、「利用者口座のある金融機関」がこのサービスを始めると、手持ちのキャッシュカードが自動的にそのままデビット

カードに変わることになる。したがって、(1)の記述は正しい。

(2) デビットカードの利用者は、クレジットカードのような年会費の負担がない。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

(3) クレジットカードが日常生活の決済手段として急拡大しており、クレジットカードの決済口座を獲得することで貯金の歩留まり向上が期待できる。したがって、(3)の記述は正しい。

(4) JAカードは、一体型カード（クレジットカード機能+ICキャッシュカード機能）を中心に据え、あわせて公共料金のカード決済をセットし、JAカード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。したがって、(4)の記述は正しい。

(5) クレジットカードの取引は、カード会社、加盟店、カード会員の3者間の取引である。したがって、(5)の記述は正しい。

## ● 貯金業務関連知識と手形・小切手

### 貯金の譲渡・質入等

問 37 貯金の譲渡・質入等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られ、質権者も貯金債務者（組合）に限られる。
- (2) 貯金規定（譲渡性貯金を除く）において、貯金者は組合の承諾を得ずに貯金を質入することができるかと定めている。
- (3) 自組合貯金に質権を設定する場合、相殺による回収が可能なときでも、担保差入証に確定日付を徴求する必要がある。

(4) 定期貯金に質権を設定する場合、法律上、貯金証書（通帳）の差入れが質権成立の効力要件である。

(5) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。

正解率 58%

正解 (5)

--	--

#### ▶ 解説

(1) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られるが、質権者は貯金債務者（組合）であるとは限らず、第三者である場合もある。したがって、(1)の記述は誤りである。

(2) 貯金規定（譲渡性貯金を除く）において、貯金者は組合の承諾なしに貯金を質入することはできないことになっている。したがって、(2)の記述は誤りである。

(3) 自組合貯金に質権を設定する場合、相殺による回収が可能なときには、担保差入証に確定日付を押さなくても債権保全上支障がないので、実務上は確定日付の徴求を省略している。したがって、(3)の記述は誤りである。

(4) 貯金債権を質権の目的とする場合、法律上、貯金証書（通帳）の差入れは、質権成立の効力要件ではない。これは、他の第三者に対する担保権の設定や譲渡を防止するなどのトラブルが生じないように、その実務上の配慮として行っている。したがって、(4)の記述は誤りである。

(5) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預

けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。貯金の債務者である組合からみれば、貯金者AがBに変わることになる。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

## 貯金に対する強制執行

**問 38** 貯金に対する強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 仮差押と滞納処分による差押が競合したときは、どちらが先行もしくは後行であっても、仮差押による差押が優先する。
- (2) 差押命令が民事執行法に基づく強制執行手続であるのに対して、仮差押命令は民事保全法に基づいて行われる強制執行の保全手続である。
- (3) 確定判決など請求権の存在と範囲を表示した文書で、法律により執行力が認められたものを債務名義といい、強制執行手続は債務名義がなければ行うことができない。
- (4) 強制的に換価処分する方法には、強制執行手続のほかに担保権実行がある。
- (5) 同じ貯金について差押の競合があると、第三債務者である組合は差押えられた貯金を差押債権者に対して支払うことができなくなり、その貯金を供託所に供託しなければならない。

正解率 66%

正解 (1)



### ▶解説

- (1) 仮差押と滞納処分による差押が競合したときは、どちらが先行もしくは後行であっても、滞納処分による差押が

優先する。組合は、第三債務者として、滞納処分によって差押えられた範囲で、徴収職員の取立に応じて支払っても差し支えなく、差押えられた貯金の全額を供託所に供託することもできる。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (2) 差押命令が民事執行法に基づく強制執行手続であるのに対して、仮差押命令は民事保全法に基づいて行われる強制執行の保全手続である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 確定判決など請求権の存在と範囲を表示した文書で、法律により執行力が認められたものを債務名義といい、強制執行手続は債務名義がなければ行うことができない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 強制的に換価処分する方法には、強制執行手続と担保権実行がある。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 同じ貯金について差押の競合があると、第三債務者である組合は差押えられた貯金を差押債権者に対して支払うことができなくなり、その貯金を供託所に供託しなければならない。差押の競合というのは、複数の債権者が同じ貯金を差押えた結果、差押金額の合計額がその貯金金額を超える状態になった場合をいう。したがって、(5)の記述は正しい。

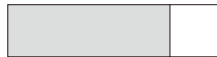
## 相 続 制 度

**問 39** 相続制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 相続人の中に未成年者がおり、遺産分割協議にその親権者が参加しているときは、利益相反行為となり、未成年者のための特別代理人を家庭裁判所に選任してもらう必要がある。
- (2) 普通方式の遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類あるが、このうち家庭裁判所の検認が必要ないものは公正証書遺言である。
- (3) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は共有説の立場をとっている。
- (4) 法定相続人には、被相続人と血族関係にある者および配偶者がなるが、第1順位の相続人は、子と父母、配偶者である。
- (5) 被相続人に直系卑属も直系尊属もないときは、被相続人の兄弟姉妹と配偶者が相続人になり、兄弟姉妹が被相続人より先に死亡しているときは、その子（被相続人の甥、姪）に限って代襲相続することになる。

正解率 77%

正解 (4)



### 解説

- (1) 相続人の中に未成年者がおり、遺産分割協議にその親権者が参加しているときは、利益相反行為となり、未成年者のための特別代理人を家庭裁判所に選任してもらい、その特別代理人が未成年者に代って遺産分割協議を行う必要がある。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 民法が定めている普通方式の遺言には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3種類あるが、このうち公正証書遺言以外の2つの遺言書は、家庭裁判所の検認を受けなければならない。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は共有説の立場をとっている。すなわち共有説によれば、相続財産は民法で定める相続人全員の共有になり遺産分割の対象となるとしている。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 法定相続人には、被相続人と血族関係にある者および配偶者がなるが、第1順位の相続人は、子と配偶者である。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 被相続人に直系卑属も直系尊属もないときは、被相続人の兄弟姉妹と配偶者が相続人になり、兄弟姉妹が被相続人より先に死亡しているときは、その子（被相続人の甥、姪）に限って代襲相続することになる。したがって、(5)の記述は正しい。

## 貯金の相続手続

問 40 貯金の相続手続について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合の貯金者が死亡し、その遺族が死亡した事実を告げないで、死亡者の貯金通帳と印鑑を組合に提出し、その貯金の払戻請求をした場合に、組合が死亡の事実をまったく知らずに払戻しを行い、かつ、その事実を知らなかったことについて過失がなかったときでも、組合は免責されない。
- (2) 相続手続前に相続人の一部から葬儀費用のため被相続人の貯金の一部について払戻請求があった場合、組合の善管義務を盾に支払を謝絶することが必要である。
- (3) 相続貯金について、遺産分割が行われるまでの間に、貯金の払戻しの請求があったときは、相続人全員が連署した書類に

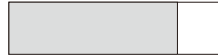


よって行うことが、原則的な取扱いである。

- (4) 金融機関は、共同相続人の一人からの相続貯金についての取引履歴開示請求があった場合、これに応じる義務はない。
- (5) 遺言による相続貯金の払戻請求があった場合、その遺言に対して関係者間で争いがあるときでも、遺言書の存在が確認できるため、その遺言書に基づいて支払に応じてよい。

正解率 80%

**正解 (3)**



### ▶ 解説

- (1) 組合の貯金者が死亡し、その遺族が死亡した事実を告げないで、死亡者の貯金通帳と印鑑を組合に提出し、その貯金の払戻請求をした場合に、組合が死亡の事実をまったく知らずに払戻しを行い、かつ、その事実を知らなかったことについて過失がなかったときは、「債権の準占有者に対する弁済」規定や貯金規定の免責条項によって、組合は免責される。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 顧客の葬儀費用払戻請求に対し、組合の善管義務を盾にとって、拒否し続けることは、その後の取引に悪影響を及ぼしかねない。被相続人の死亡の事実、相続人の確認をしたうえで葬儀費用払戻依頼書に可能な限り多くの相続人の連署を求め、連署した相続人の法定相続分の合計金額を上限として申出に応じてよい場合もある。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 相続貯金について、遺産分割が行われるまでの間に、貯金の払戻しの請求があったときは、相続人全員が連署し

た書類によって行うのが原則的な取扱いである。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (4) 金融機関は、共同相続人の一人からの相続貯金についての取引履歴開示請求があった場合、その請求が通常の取引履歴照会の範囲を超える場合や権利の乱用と考えられる場合を除いてこれに応じる義務があることが最高裁判例によって確定している。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 遺言書による相続貯金の払戻請求があった場合、その遺言に対して関係者間で争いがあるときは、遺言書だけを過信することなく、家庭裁判所の調停あるいは審判によって、貯金の帰属が明確になるのを待って、支払に応ずるような慎重な配慮も必要である。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性

**問 41** 手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 約束手形の振出人に対する約束手形所持人の支払請求権、および為替手形の引受人に対する為替手形所持人の支払請求権の時効期間は、支払期日から3年である。
- (2) 小切手行為に該当するものは、振出、裏書、保証の3種類である。
- (3) 手形行為も小切手行為も、すべて手形や小切手の書面上になされなければならないという、書面行為性がある。
- (4) 手形・小切手には「証券の表章する権利の内容が証券の文言のみによって決定される」という「文言性」があるが、手形・

小切手に記載された文言の解釈については、その文言が有する客観的意味を基準として解釈することが必要である。

- (5) 手形・小切手は、法律上の厳格な方式が必要とされ、それが満たされなければ効力が生じないという「要式性」がある。

正解率 50%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (1) 約束手形の振出人に対する約束手形所持人の支払請求権、および為替手形の引受人に対する為替手形所持人の支払請求権の時効期間は、支払期日から3年である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 小切手行為には、①振出、②裏書、③保証、④支払保証の4種類がある。このうち、振出は小切手を創り出す基本的な行為で、基本的小切手行為といい、その他を付属的小切手行為ともいう。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 手形行為も小切手行為も、すべて手形や小切手の書面上になされなければならないという「書面行為性」がある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 手形・小切手には「証券の表章する権利の内容が証券の文言のみによって決定される」という「文言性」がある。手形・小切手に記載された文言の解釈については、当事者の意思を推測して解釈すべきではなく、その文言が有する客観的意味を基準として解釈することが必要である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 手形・小切手は、法律上の厳格な方

式が必要とされ、それが満たされなければ効力が生じないという「要式性」がある。したがって、(5)の記述は正しい。

## 約束手形の要件等

問 42 約束手形の要件等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形面に金額が二重に記載されている場合は、当座勘定規定により、所定の金額記載欄に書かれたほうの金額を手形金額とする。
- (2) 手形が有効に成立するために必ず記載しなければならない事項を手形要件といい、手形・小切手等のように、有効に成立するために記載すべき内容を法律で定めている証券を要式証券という。
- (3) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効となってしまう事項を有害的記載事項という。
- (4) 振出人が法人の場合、法人の名称のみを記載し届出印章を押した振出は無効とされている。
- (5) 支払期日とは手形金額の支払われる期日のことで、「確定日払」・「一覧払」・「一覧後定期払」・「日付後定期払」の4種類があり、このうち圧倒的に多いものは「一覧払」である。

正解率 43%

正解 (5)

--	--

▶解説

- (1) 手形面に金額が二重に記載されている場合は、当座勘定規定により、所定の金額記載欄に書かれた方の金額を手形金額とする。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 手形が有効に成立するために必ず記

載しなければならない事項を手形要件  
といい、手形・小切手等のように、有  
効に成立するために記載すべき内容を  
法律で定めている証券を要式証券とい  
う。したがって、(2)の記述は正しい。

(3) 手形面に記載すると、記載した事項  
だけでなく、手形全体が無効となって  
しまう事項を有害的記載事項という。  
したがって、(3)の記述は正しい。

(4) 振出人が法人の場合、法人の名称の  
みを記載し届出印章を押した振出は無  
効とされている。必ず法人名のほかに  
法人を代表して手形を振出した者の代  
表資格とその氏名を表示し、かつ代表  
者の届出印章を押す必要がある。した  
がって、(4)の記述は正しい。

(5) 支払期日とは手形金額の支払われる  
期日のことで、「確定日払」・「一覧払」・  
「一覧後定期払」・「日付後定期払」の  
4種類がある。このうち圧倒的に多い  
のが「確定日払」である。したがって、  
(5)の記述は誤りであり、これが本問の  
正解である。

## 白地手形および約束手形の裏書

**問 43** 白地手形および約束手形の裏書に  
ついて、正しいものを1つ選びなさい。

(1) 金融機関は、確定日払の手形で振出日  
の記載のないもの、または、手形で受取  
人の記載がないものが呈示された場合、  
顧客にその都度連絡して当座勘定から引  
き落とさなければならない。

(2) 白地手形は、未完成な手形であり、不  
完全な無効手形と同一とみなされる。

(3) 裏書人は振出人と同じく手形の絶対  
的支払義務者であり、担保責任を負わない  
旨を記載した裏書をして、無担保裏書

をした裏書人は担保責任を免れない。

(4) 未完成の白地手形をそのまま金融機関  
に呈示することは、有効な呈示といえな  
いことから、金融機関としては白地を補  
充してから再度呈示してほしいと要求す  
ることもできる。

(5) 裏書の日付は、必ず記載するよう手形  
法で規定されている。

正解率 76%

正解 (4)

--	--

### 解説

(1) 金融機関は、確定日払の手形で振出  
日の記載のないもの、または、手形で  
受取人の記載のないものが呈示された  
場合、顧客にその都度連絡しないで当  
座勘定から引き落とすことができるよ  
うに、当座勘定規定で約定されている。  
したがって、(1)の記述は誤りである。

(2) 白地手形は、未完成な手形であって、  
不完全な無効手形とは区別されてい  
る。白地手形として振出されても、後  
でその白地部分が手形の所持人によっ  
て補充され、手形として完成されれば、  
その時点で振出人は手形債務を負担す  
ることになる。したがって、(2)の記述  
は誤りである。

(3) 裏書人は振出人と違って手形の絶対  
的支払義務者ではなく、担保責任を負  
わない旨を記載した裏書をすれば、無  
担保裏書をした裏書人は担保責任を免  
れることができる。したがって、(3)の  
記述は誤りである。

(4) 未完成の白地手形をそのまま金融機  
関に呈示することは、有効な呈示とい  
えないことから、金融機関としては白  
地を補充してから再度呈示してほしい

と要求することもできる。ただし、支払呈示は、呈示期間内にされなければならないという制限がある。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (5) 手形法は、裏書の必要的記載事項を裏書文言と裏書人の署名（記名捺印）のみと定め、それ以外の記載事項を有益の（任意的）記載事項としている。そのため、裏書の日付は記載されなくても差し支えない。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 約束手形の支払

**問 44** 約束手形の支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形が取立債務とされているのは、手形の所持人が通常は次々にかわるため、もし、持参債務だとすると、手形債務者は誰に支払ったらよいかわからなくなってしまうからである。
- (2) 約束手形上の権利者（所持人）は、振出人から手形金を支払ってもらえなかった場合、裏書人に対して支払ってほしいと請求できる権利（遡求権）を持っている。
- (3) 確定日払手形の支払呈示期間は、支払期日を含む3取引日以内とされているが、3日目が土曜・日曜・祝日などの休日であるときは、その休日を勘定に入れて計算する取扱いとなっている。
- (4) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる。
- (5) 遡求義務を履行して手形を受戻し、その手形の所持人となった者は、自分の前者である遡求義務者に対して、再遡求することができる。

正解率 82%

正解 (3)

▶ 解説

- (1) 手形は通常の金銭債権と違い、取立債務とされているのは、手形の所持人が通常は次々にかわるため、もし、持参債務だとすると、手形債務者は誰に支払ったらよいかわからなくなってしまうからである。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 約束手形上の権利者（所持人）は、振出人から手形金を支払ってもらえなかった場合、裏書人に対して支払ってほしいと請求できる権利（遡求権）を持っている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 確定日払手形の支払呈示期間は、手形法により、支払期日を含む3取引日以内とされているが、この3日間に土曜・日曜・祝日などの休日があるときは、その休日は勘定に入れずに計算する取扱いとなっている。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる（しかし、当座勘定規定では、「手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払う」と特約しているので、呈示期間経過後に支払場所である金融機関に支払呈示しても、その支払金融機関は、当然のことながら支払を拒絶し、手形は不渡になる）。した

がって、(4)の記述は正しい。

- (5) 遡求義務を履行して手形を受戻し、その手形の所持人となった者は、自分の前者である遡求義務者に対して、再遡求することができる。したがって、(5)の記述は正しい。

### 為替手形の仕組み、約束手形との相違点

問 45 為替手形の仕組み、約束手形との相違点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替手形の振出人は、約束手形の振出人と同様に、手形金を自分が支払うという約束をしている。
- (2) 為替手形も約束手形と同様に、要式証券、文言証券であり、記載しなければならない事項は手形法に定められている。
- (3) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する正式引受と、為替手形上に署名するだけの略式引受とがある。
- (4) 為替手形には振出人・支払人・受取人の3当事者が必要であるが、この3者は別人格でなければならないという制約はないため、同一人が2当事者を兼ねることも可能である。
- (5) 約束手形には「支払機能」と「信用機能」があるが、為替手形には、約束手形と同様の機能のほか、送金機能と取立機能がある。

正解率 50%

正解 (1)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

#### 解説

- (1) 為替手形の振出人は、約束手形の振出人と違って、手形金を自分が支払うという約束はしていない。ここが為替手形と約束手形の基本的相違点であ

る。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (2) 為替手形も約束手形と同様に、要式証券、文言証券であり、記載しなければならない事項は手形法に定められている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する正式引受と、為替手形上に署名するだけの略式引受とがある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 為替手形には振出人・支払人・受取人の3当事者が必要である。しかし、この3者は別人格でなければならないという制約はなく、同一人が2当事者を兼ねることも可能である。振出人と支払人と同一人であるものを自己宛手形といい、振出人が自分で受取人になるものを自己指図手形または自己受手形という。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 約束手形には「支払機能」と「信用機能」があるが、為替手形には、①約束手形と同様の機能のほか、約束手形にはない②送金機能と、③取立機能がある。したがって、(5)の記述は正しい。

### 小切手の振出・譲渡・支払

問 46 小切手の振出・譲渡・支払について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関に対する小切手の呈示は、振出日から起算して10日のうちになければならない。
- (2) 小切手は「支払の用具」であり、ただちに支払が受けられるものでなければならず、当然に一覧払とされている。



- (3) 小切手の振出日は実際の振出日でなければならず、先日付の振出小切手は支払呈示ができない。
- (4) 小切手要件は、①証券の文言中の小切手という文字、②小切手金額、③支払委託の文言、④支払人の名称、⑤支払地、⑥振出日、⑦振出地の7つである。
- (5) 支払地の記載のない小切手は、小切手要件を欠く小切手であり無効である。

正解率 38%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (1) 金融機関に対する小切手の呈示は、振出日の翌日から起算して10日のうちにしなければならない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 小切手は「支払の用具」であり、直ちに支払が受けられるものでなければならず、当然に一覧払とされている。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 小切手の振出日は、先日付であっても、直ちに支払呈示ができ、かつ、呈示があった日に支払うべきものと定められている。先日付小切手には、呈示期間を事実上先延してほしいという願望と、受取人に対して小切手に記載した「振出日」まで呈示しないでほしいという依頼の気持ちが込められているに過ぎない。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 小切手要件は、①証券の文言中の小切手という文字、②小切手金額、③支払委託の文言、④支払人の名称、⑤支払地、⑥振出日、⑦振出地、⑧振出人の署名の8つである。したがって、(4)

の記述は誤りである。

- (5) 小切手法では、支払地の記載のない小切手でも、支払人の名称に肩書地があればそれを支払地とみなす旨、認められている。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 線 引 小 切 手

問 47) 線引小切手について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手の表面上に、2個の特定線引があっても、そのうちの1個が手形交換所における取立のためになされたものであるときは、例外として、その取立委任を受けた金融機関に支払ってもよい。
- (2) 線引制度に違反して金融機関が線引小切手を受入れたり、支払金融機関が線引小切手を支払っても、その受入れや支払が無効になるわけではない。
- (3) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。
- (4) 小切手の表面上に引かれた2条(2本)の平行線のなかに、特定の金融機関名を記入したものを、特定線引小切手という。
- (5) 小切手の線引は、振出人だけが記入でき、小切手を受取った所持人は記入することができない。

正解率 63%

正解 (5)

--	--

▶解説

- (1) 小切手の表面上に、2個の特定線引があっても、そのうちの1個が手形交換所における取立のためになされたものであるときは、例外として、その取立委任を受けた金融機関に支払ってもよい。なお、この例外は、特定線引が

2個の場合に限られ、たとえ取立のためであっても3個の特定線引があるときは、原則どおり支払うことができない。したがって、(1)の記述は正しい。

(2) 線引制度に違反して金融機関が線引小切手を受入れたり、支払金融機関が線引小切手を支払っても、その受入れや支払いが無効になるわけではない。その受入小切手に事故等がなく、小切手所持人が正当な権利者であれば、何の問題も生じない。したがって、(2)の記述は正しい。

(3) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。このような線引の抹消を認めると、支払を受けられる者の範囲が拡大することになって、線引制度の意味がなくなるためである。したがって、(3)の記述は正しい。

(4) 小切手の表面上に引かれた2条(2本)の平行線のなかに、特定の金融機関名を記入したものを、特定線引小切手という。したがって、(4)の記述は正しい。

(5) 小切手の線引は、振出人だけでなく、これを受取った所持人でも記入することができる。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

## 手形・小切手の紛失)

問 48 手形・小切手の紛失について、誤っているものを1つ選びなさい。

(1) 除権決定が確定すると、紛失手形は無効になり、紛失した手形を所持している者は手形所持人としての形式的資格を失う。

(2) 小切手は、呈示期間経過後でなければ支払委託の取消の効力が生じない。

(3) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合でも、金融機関に対して、絶対に支払わないように要求することができる。

(4) 手形を紛失した場合、公示催告・除権決定によって紛失手形を無効にする必要があるが、公示催告は手形記載の支払地を管轄している簡易裁判所へ申し立てる。

(5) 手形を紛失した者であっても、その手形の善意取得者が現れない限り、その手形の真の債権者である。

正解率 72%

正解 (3)

--	--

### 解説

(1) 除権決定が確定すると、紛失手形は無効になり、紛失した手形を所持している者は手形所持人としての形式的資格を失う、一方で、手形を紛失した者の権利が回復することになる。したがって、(1)の記述は正しい。

(2) 小切手は、呈示期間経過後でなければ支払委託の取消の効力が生じない。したがって、(2)の記述は正しい。

(3) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合には、金融機関に対して、絶対に支払わないよう要求することはできない。そこで、紛失者は手形・小切手の支払義務者(振出人または引受人)に紛失の旨を連絡して、支払義務者から支払金融機関にその手形・小切手の事故届提出を依頼する。この事故届によって、支払金融機関に対する支払委託は取消されたことになる。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本

問の正解である。

- (4) 手形を紛失した場合、紛失した人は公示催告・除権決定によって、どこかで流通している紛失手形を無効にする必要がある。公示催告は、手形記載の支払地を管轄している簡易裁判所へ申し立てる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 手形を紛失した者であっても、その手形の善意取得者が現れない限り、その手形の真の債権者である。したがって、(5)の記述は正しい。

## 手形交換制度・取引停止処分制度

問 49 手形交換制度・取引停止処分制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 0号不渡事由と第1号または第2号不渡事由とが重複した場合は、第1号不渡事由が優先する。
- (2) 手形交換所で交換された手形・小切手が不渡になったときは、持帰金融機関および持出金融機関の双方から手形交換所に対して不渡届を提出しなければならないが、行内交換手形・小切手等については不渡届の提出が義務づけられていない。
- (3) 参加金融機関が手形交換に持出すことができる証券類は、手形・小切手・郵便為替証書に限られる。
- (4) 「資金不足」「取引なし」に該当する事由は、第1号不渡事由である。
- (5) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、3か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。

正解率 63%

正解 (4)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

▶ 解説

- (1) 0号不渡事由と第1号または第2号不渡事由とが重複した場合は、0号不渡事由が優先する。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 手形交換所で交換された手形・小切手が不渡になったときは、持帰金融機関および持出金融機関の双方から手形交換所に対して不渡届を提出しなければならない。行内交換手形・小切手等についても不渡届の提出が義務づけられている。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 参加金融機関が手形交換に持出すことができる証券類は、手形・小切手・郵便為替証書・利札・配当金領収書・その他金額が確定した証券で、当該金融機関が領収すべき権利の明らかなものであれば、交換に持出すことができる。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 「資金不足」「取引なし」に該当する事由は、第1号不渡事由に該当する。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、6か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。したがって、(5)の記述は誤りである。

## 手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等

問 50 手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形交換所の参加金融機関は、取引停

止処分を受けた取引先について、信用が著しく回復したときは、手形交換所に取引停止処分の解除を請求することができる。

- (2) 不渡手形・小切手の返還方法について、東京手形交換所規則では、やむをえない理由により逆交換返還ができなかった場合には、交換日の翌営業日午前10時までに持出銀行の店頭に戻還する（店頭返還）と定めている。
- (3) 依頼返却とは、一度交換のために持出した「手形」（交換証券類の総称）を持出金融機関と持帰金融機関とが協議のうえ、返還することをいう。
- (4) 取引停止処分を受けると、以後2年間は、手形交換所の参加金融機関と当座勘定取引および貸出取引（ただし、債権保全のための貸出を除く）ができなくなる。
- (5) 不渡届を第1号と第2号に区別しているのは、第2号不渡事由には異議申立が認められるが、第1号不渡事由には異議申立が認められないためである。

正解率 36%

正解 (2)

--	--

が本問の正解である。

- (3) 依頼返却とは、一度交換のために持出した「手形」（交換証券類の総称）を持出金融機関と持帰金融機関とが協議のうえ、返還することをいう。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 取引停止処分を受けると、以後2年間は、手形交換所の参加金融機関と当座勘定取引および貸出取引（ただし、債権保全のための貸出を除く）ができなくなる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 不渡届を第1号と第2号に区別しているのは、第2号不渡事由には異議申立が認められるが、第1号不渡事由には異議申立が認められないためである。したがって、(5)の記述は正しい。

#### ▶解説

- (1) 手形交換所の参加金融機関は、取引停止処分を受けた取引先について、信用が著しく回復したときは、手形交換所に取引停止処分の解除を請求することができる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 不渡手形・小切手の返還方法について、東京手形交換所規則では、やむをえない理由により逆交換返還ができなかった場合には、交換日の翌営業日午前11時までに持出銀行の店頭に戻還する（店頭返還）と定めている。したがって、(2)の記述は誤りであり、これ

## 正解番号一覧表

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	4	11	3	21	5	31	4	41	2
2	5	12	5	22	3	32	2	42	5
3	2	13	5	23	3	33	3	43	4
4	5	14	2	24	3	34	4	44	3
5	1	15	3	25	1	35	3	45	1
6	3	16	4	26	2	36	2	46	2
7	5	17	4	27	5	37	5	47	5
8	4	18	2	28	4	38	1	48	3
9	2	19	4	29	2	39	4	49	4
10	1	20	3	30	1	40	3	50	2



第 40 回信用事業業務検定試験

試験問題と解説

頒価 525 円  
(税込)

平成 29 年 8 月 第 1 版発行

編集・発行 株式会社  
農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
TEL 03(3217)3071  
(通信検定部ダイヤルイン)

禁無断転載

落丁・乱丁本はお取り換えします



1  
2  
3  
4